

厚生常任委員会会議録			
日 時	令和7年12月17日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時08分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	高橋委員長、酒井副委員長、橋本・佐藤・中村(岩雄)各委員		
説明員	生活環境・福祉保険・こども未来・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、橋本委員、佐藤委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

「産業廃棄物等処分事業の経営戦略について」

○（生活環境）次長

北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について報告させていただきます。

初めに、令和7年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会が10月24日に開催されまして、議案第1号として令和6年度決算に伴う市町村負担金の精算金を繰越金に計上するとともに同額を市町村負担金から減額するための令和7年度一般会計補正予算について、また、議案第2号として令和6年度一般会計歳入歳出決算認定についての計2議案が上程され、いずれも可決、認定されました。

次に、広域連合事務局長報告についてですが、令和6年度及び本年度4月から8月までのごみ処理施設の運転状況等の報告がございました。

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」は、広域連合議会での配付資料の小樽市関係分を抜粋した資料となります。

まず、令和6年度実績についてですが、ごみ焼却施設につきましては、搬入量が約3万1,861トンで対前年度比6.8%の減、焼却量は約3万2,690トンで4.1%の減となっております。

リサイクルプラザにつきましては、搬入量は不燃ごみが約2,249トン、対前年度比1.2%の減、粗大ごみが約2,216トンで4.1%の減、資源物が約2,945トンで3.7%の減となっております。

環境監視項目につきましては、排ガス、排水など全ての項目におきまして管理値を満たしてございます。

今年度4月から8月までの実績となりますが、ごみ焼却施設につきましては、搬入量が約1万2,797トンで前年度同期と比較しまして10.9%の減、焼却量は約1万1,578トンで11.7%の減となっております。

リサイクルプラザにつきましては、不燃ごみの搬入量が約1,015トンで対前年度比5.5%の減、粗大ごみが約891トンで18.1%の減、資源物が約1,218トンで4.5%減となっております。

環境監視項目についてですが、排ガスと作業環境につきましては、全ての項目において基準値を満たしております。その他の項目につきましては、現在実施しております今年度分の基幹的設備改良工事の性能試験を兼ねた測定を12月中に行う予定となっております。

最後に、北しりべし広域クリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況についてですが、ごみ焼却施設につきましては、現在、2号焼却炉関係の工事を実施しており、計画どおり進んでおります。また、リサイクルプラザにつきましては、本年7月に工事の請負契約を締結し、施工管理の委託先において設計図書の審査等を実施しているところでございます。

続きまして、産業廃棄物等処分事業の経営戦略について御報告させていただきます。

この経営戦略につきましては、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画となるもので、当事業におきましては、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とする経営戦略を令和3年5月に策定しております。総務省からこの経営戦略を3年から5年ごとに改定するよう通知があり、施設の老朽化に伴う更新費用や物価高による維持管理費の上昇などの情勢変化を反映させるため、策定から5年を経過する令和8年3月に改定したいと考えておりますので、内容につきまして説明させていただきます。

まず、「1. 事業概要」(1) 事業形態については、施設名及び施設の種類のとおりに、会計につきましては、塩谷にあります産業廃棄物最終処分場と残土処分地の運営に係る会計となり、民間委託により運営を行ってまいります。

次に、(2) 処分手数料等については、直近では平成25年に一部改正しており、金額につきましては、資料に記載のとおりでございます。

(3) 現在の経営状況については、令和4年度に100%を切ったものの、ほかの年度では100%以上となっておりますことから、総じて健全かつ安定した状況にあると考えてございます。

次に、「2. 将来の事業環境」(1) 埋立処分需要の見通しについては、産業廃棄物の排出量については、景気動向により増減いたしますが、近年は大型公共工事により土砂の埋立量が増加しておりまして、令和7年度以降の計画値につきましてはトレンド法という手法を用いて推計し、特殊要因を除いたものと併記し、区分ごとの埋立量につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、(2) 手数料収入の見通しにつきましては、今、御説明いたしました埋立処分事業の見通しの量にそれぞれの単価を乗じた金額となります。

次に、「4. 投資・財政計画(収支計画)」については、当施設は供用開始から40年が経過しておりますので必要に応じて設備の更新を行っていくとともに、下段に記載いたしましたが、近年の大規模な公共工事により、土砂の搬入量が増加し営業収益が増収になったことから、資金余剰が生じておりますが、産業廃棄物の排出量は、先ほど申し上げたとおり、景気動向にもよるところも大きいため、継続した施設運営ができるよう財源の確保に努めてまいります。

また、こうした状況を踏まえ、収支計画を策定しております。

次に、「5. 公営企業として実施する必要性など」については、民間企業による設置の難しさを踏まえ、公設設置が必要であること。また、「6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項」については、当施設の必要性を鑑み、可能な限り延命化を図り、現在地での受入れを継続していきたいと考えておりますので、経営環境に変化が認められる場合には、随時計画を見直すこととしてございます。

資料につきましては以上となりますが、今後の予定につきましては、令和8年1月5日から2月4日にかけてパブリックコメントを行い、次回の令和8年第1回定例会の当委員会において報告させていただきたいと考えてございます。

○委員長

「小樽市銭函市民センターの整備について」

○(生活環境)角澤主幹

小樽市銭函市民センターの整備について報告いたします。

当施設は、昨日の総務常任委員会で報告のあった小樽市公共施設長寿命化計画の修正案にも掲載されてございますが、整備方針を大きく変更する施設のため、当委員会においても報告させていただきます。

内容といたしましては、昭和51年に開設した当施設は築50年が経過し老朽化が進んでいることから、現在の小樽市公共施設長寿命化計画では、令和8年度に改修することとしておりましたが、銭函地域の現状を踏まえ、現在の貸館機能のみではなく、当該地域の特性なども考慮し地域の活動拠点となる施設にしていくべきとの考えの下、当施設の在り方を整理する必要があると考えたこと、また、現在の施設の残耐用年数を踏まえると建て替えのほうが効率的であると考えたことから、改修ではなく建て替えが必要との判断に至ったものでございます。

そのため、改定後の小樽市公共施設長寿命化計画では、令和12年度からの建て替えと位置づけ、そこに向けて庁内の議論を進めるとともに、地域住民の皆様の御意見も伺いながら、どういう機能を盛り込むのか、また、今後の人口規模や今後も建築費などの高騰が予想されますので、将来的な財政負担を考慮した上で、どのくらいの規模

とするのかなど、整備に向けて準備を進めてまいりたいと考えているところであります。

○委員長

「〔(仮称)小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例〕の制定について」

○(生活環境)環境課長

「〔(仮称)小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例〕の策定につきまして、資料に基づいて御説明させていただきます。

まず、「1 現状」ですが、再生可能エネルギーの普及に伴う大規模な発電施設の設置により、自然環境や景観に悪影響を及ぼす事例が発生しております。本市では、令和2年3月に「小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定しまして、太陽光発電施設を設置する場合に設置者が、市長及び近隣住民に対して、事業計画内容を施工前に明らかにすることや、近隣住民の安全及び周辺環境等に配慮することなどを求めています。法令や条例などによる根拠がないため、現行のガイドラインでは十分な対応が難しい状況となっております。

次に、「2 課題」ですが、(1)本市におけるガイドラインでは、遵守しない設置者に対し、住民説明や景観への配慮などを求める法令や条例などによる根拠がないこと。

(2)ガイドラインは、太陽光発電施設のみを対象施設としているため、全国的にも増加が見込まれる風力発電や系統用蓄電池等の発電施設に対して、ガイドラインの準用では対応が難しくなっているところでございます。

次に、「3 条例制定の目的」ですが、「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明する本市としましては、地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの有効利用の取組を推進する必要がありますが、一方で、本市の自然環境や景観等は、後世に残すべき重要な財産であることから、「再生可能エネルギーの推進」と「生活環境・自然環境及び良好な景観の保全」との調和を図ることを目的に、新たに「〔(仮称)小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例〕」を制定するものでございます。

「4 スケジュール(予定)」ですが、今後、小樽市環境審議会の諮問、パブリックコメントの実施を経まして、令和9年3月の条例制定を目指すものでございます。

なお、条例制定についての動きや経過につきましては、随時厚生常任委員会にて御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○(福祉保険)保険年金課長

北海道後期高齢者医療広域連合の状況について報告いたします。

令和7年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会は、令和7年11月20日に開催されました。議案の件名及び議決結果は、表のとおりとなっております。

議案の概要について御説明いたします。

まず、議案第8号北海道後期高齢者医療広域連合副広域連合長の専任についてです。副広域連合長が令和7年11月17日で任期満了になったことから、新たに竹中貢上土幌町長を選任するに当たり、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第9号令和6年度の一般会計の決算認定についてです。歳入歳出の総額は表のとおりとなっております。

次に、議案第10号令和6年度の後期高齢者医療会計の決算認定についてです。歳入歳出の総額は表のとおりとなっております。

次に、議案第11号令和7年度の一般会計補正予算(第1号)についてです。前年度決算の確定に伴い、歳入では市町村事務費負担金収入の減額、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金の増額をするほか、歳入では市町村事務費負担金の精算に伴う再積立及び財源振替、また、国庫支出金の精算に伴う返還金の増額を行うものです。

次に、議案第12号令和7年度の後期高齢者医療会計補正予算（第1号）についてです。前年度決算の確定に伴い、歳入では療養給付費負担金、特別調整交付金、後期高齢者交付金及び事務費繰入金を減額し、高額療養費負担金及び前年度繰越金を増額するほか、歳出では令和6年度精算後の余剰金を運営安定化基金に積み立てるとともに、国庫支出金等返還金を増額するものです。

最後に、議案第13号及び14号につきましては、広域連合が加入する北海道市町村総合事務組規約及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合において構成団体が脱退したことに伴い、当該組規約の一部を変更する必要が生じたことから、これに係る関係団体との協議を専決処分したことについて承認を求めるものです。

○委員長

「小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画（原案）について」

○（保健所）鳥居塚主幹

新しい新型インフルエンザ等対策行動計画（原案）について報告いたします。

まず、「1. 計画の主旨」ですが、令和2年からパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて、国及び北海道に続き本市も平成28年に策定した現行の小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画を全面改定するものです。

「2. 計画の目的」ですが、一つ目に、感染拡大の抑制、市民の生命と健康の保護、二つ目に、市民生活と地域経済活動への影響を最小にすることです。

「3. 計画の期間」は、令和8年度から令和13年度までの6年間です。

「4. 計画の対象となる感染症」ですが、従来の対象に新型コロナウイルス感染症と再興型コロナウイルス感染症を加えております。

「5. 関連する計画」ですが、既に策定の小樽市感染症予防計画、小樽市健康危機対処計画（感染症編）の二つの計画と一体的に推進してまいります。

「6. 対策の時期区分」ですが、準備期、初動期、対応期の3段階に区分し、準備期は事前の準備や点検、初動期は感染症対策部を設置し保健所体制へ、対応期には市対策本部を設置し全庁体制へと切り替えます。

次に、「7. 計画の構成」ですが、第1部では特措法の意義等、第2部では対策の基本的な方針、第3部では各対策項目別の取組を記載しました。

「8. 対策の概要」に、第3部の詳細について記載しています。13項目にわたり準備期、初動期、対応期の具体的な取組を記載しています。

以下、「※今後のスケジュール」ですが、令和7年12月から令和8年1月にパブリックコメントを実施し、2月に医師会等で構成する小樽市感染症対策協議会での協議を経て、令和8年第1回定例会厚生常任委員会にて策定報告、4月からの新計画スタートを目指します。

○委員長

「食品中の放射性物質検査について」

○（保健所）生活衛生課長

保健所における食品中の放射性物質の検査について報告いたします。

保健所では、東日本大震災の後、独立行政法人国民生活センターから貸与された検査機器を使用しまして、放射性物質検査を行ってまいりましたが、令和8年度から保健所における食品中の放射性物質検査を廃止することといたしました。

廃止の理由としましては、福島第一原発事故から14年以上が経過し、福島県内全域で空間放射線量率が安定的に低減していることや、平成24年11月の検査開始以降、本年3月まで本市で延べ817件の放射性物質検査を行ってまいりましたが、基準値超過は1件もありませんでした。

また、保健所での食品中の放射性物質検査が終了したとしましても、道内では食品中の放射性物質に関する検査を実施できる民間の登録検査機関が2か所ありまして、臨時に検査の必要が生じた場合には外部委託することができるためです。

今後につきましては、福島県などの検査対象自治体17都県では、基準値を超える食品が流通しないように検査を継続し、結果に基づき出荷制限を実施しているため、原発事故後における食品の安全性は確保されていると考えております。

また、これに加え、北海道においては、関係市町村と北海道及び北海道電力株式会社との泊発電所周辺の安全確認等に関する協定により、平成25年4月から本市を含めた後志管内関係市町村の飲料水、農産物、海産物の環境試料について放射能測定を年1回実施し、空間放射線量等と併せてホームページで検査結果を公表しておりますので、これらに基づき、本市における環境中の放射性物質の安全性を確認してまいります。

○委員長

「小樽市立病院経営強化プラン評価報告書について」

○（病院）木戸主幹

小樽市立病院経営強化プラン評価報告書【令和6年度版】について報告いたします。

本評価報告書は、小樽市立病院経営強化プランにおいて、外部委員を含む評価委員会を設置し、毎年度の決算と合わせて、本プランの実施状況の点検、評価、公表を行うとしているものであります。

本プランの対象期間は、令和5年度から令和9年度までとしており、今回は計画2年度目である令和6年度の評価について本年9月1日に第1回評価委員会を開催し、計3回の委員会を経て、12月2日に評価委員会委員長より小樽市病院事業管理者へ本報告書が手交されたものであります。

評価委員につきましては、昨年度に引き続き5名の委員により御議論をいただきました。

なお、今年度新たに小樽商工会議所の専務理事に選任された薄井洋仁専務理事が前任の山崎範夫氏に替わり、本プランの評価委員に就任いただいております。

それでは、今回の評価報告書の概要を説明いたします。

目次のほか、3回の委員会開催日や配付資料名を記載しております。

本報告の目的と評価の方法を記載しております。

項目別評価となっており、令和6年度小樽市立病院経営強化プランの総合評価となっております。また、次ページ以降には、委員会資料を添付しております。

今回の評価報告書において、項目別評価では、AからEまでの5段階評価のうち、評価Aの「目標を十分達成した」が1項目、評価Bの「目標はおおむね達成した」が5項目となっており、評価Cの「目標に向けて取り組んでいるが、目標は達成できていない」、評価Dの「目標達成と大きく乖離している」、評価Eの「取組がなされていない」はありませんでした。

総合評価については、評価Bの「目標はおおむね達成した」となっております。

病院局といたしましては大変厳しい経営環境ではありますが、持続可能な地域医療提供体制を確保するために、今回いただいた評価内容等について院内各関係部門が協力して取り組み、経営強化プランの実現に向けて努力を続けてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第8号及び議案第9号について」

○（こども未来）子育て支援課長

議案第8号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例案について説明いたします。

本条例については、リンク方式を採用しており、内閣府令で定めるリンク元の基準府令は、特定教育・保育施設及び特定地域型事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準となります。

今回、令和7年9月10日公布、10月1日施行において、リンク元である基準府令について一部改正がされたことから、当該条例についての一部改正後の基準府令のとおり適用させるものです。

改正内容につきましては、児童福祉法の虐待関係に関する項目である第33条の10各号が第33条の10第1項各号へと変更されたことにより、当該府令が引用していた同部分も改正されたことによるものです。

また、この児童福祉法の改正と同様に認定こども園法についても虐待に関する規定が追加され、学校教育法についても規定が追加されたことから、幼稚園の職員についても同法の規定を引用するとなったことによるものです。

施行期日につきましては公布の日となります。

続きまして、議案第9号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例についてもリンク方式を採用しており、内閣府令で定めるリンク元の基準府令は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準となります。

今回、児童福祉法の一部改正による所要の改正の令和7年9月10日公布、10月1日施行と利用乳幼児の健康診断の免除要件の追加の令和7年9月16日公布、同日施行において、リンク元である基準府令について一部改正がされたことから、当該条例についても一部改正後の基準府令のとおり適用させるものです。

改正内容につきましては、児童福祉法の虐待関係に関する項目である第33条の10各号が第33条の10第1項各号と改正されたことによるもののほか、国家戦略特別区域の特例制度であった地域限定保育士が一般制度化されることに伴う文言整理となっています。

もう1点につきましては、家庭的保育事業者は、利用乳幼児に対し利用開始時の健康診断を含め、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならないこととされていますが、児童相談所等における利用開始前の健康診断が行われている場合、その内容が家庭的保育事業者による健康診断の全部、一部に相当する場合は、その全部または一部を行わないことができるとされており、今回、新たに母子保健法に規定する健康診断が行われた場合にも同様に全部または一部を行わないことができるとされたものです。

施行期日は公布の日としております。

○委員長

「議案第10号について」

○（こども未来）阿達主幹

議案第10号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

本条例は、リンク方式を採用しておりまして、引用する基準府令が一部改正されたことから、改正後の内容を適用させるものになります。

改正内容といたしましては、児童福祉法の改正によるものですが、1点目は、特定の都道府県においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度、いわゆる地域限定保育士制度について、これまでは国家戦略特別区域に限り認められていましたが、それが一般制度化され、ほかの都道府県でも可能になったというものになります。

2点目は、保育所等、放課後児童クラブも含まれますが、その職員による虐待に関する通報義務等が創設されたという内容になります。

施行期日は公布の日としております。

○委員長

「議案第11号について」

○（こども未来）子育て支援課長

議案第11号小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について説明いたします。

本条例は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

国が令和5年12月に策定した、こども未来戦略加速化プランに基づき、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育に加え、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が創設されました。

児童福祉法第34条の15第2項の規定により実施事業者の認可は市町村が行うこととなっており、第34条の16第1項の規定により、その設備及び運営についての基準については条例で定めることとされています。

設定内容についてですが、児童福祉法第34条の16第2項の規定により、市町村が条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌するものとされており、本条例は内閣府令で定める基準を適用する、いわゆるリンク方式を採用する条例とします。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令となる乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に定めるところによることを規定します。

また、市長が乳児等通園支援事業者に対して設備及び運営を向上させるように勧告する場合には、小樽市子ども・子育て会議条例第1条に規定する小樽市子ども・子育て会議に意見を聴くことを規定しています。

基準府令に規定がない市独自の規定としては、乳児等通園支援事業者は、暴力団員または暴力団関係事業者であってはならないことを規定します。

施行期日については公布の日です。

○委員長

「議案第12号について」

○（生活環境）角澤主幹

議案第12号小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

まず、開館時間と時間区分の変更についてですが、現在、開館時間を午前9時から22時までとし、時間区分を午前は9時から12時まで、午後は12時から17時まで、夜間は17時から22時までとしておりますが、近年の夜間の利用状況や他の公共施設等の閉館時間を踏まえ、閉館時間を22時から21時までと1時間短縮いたします。また、午前と午後の間に受入準備時間等を設け、午後の利用開始時間を12時から13時からといたします。

また、時間変更に伴い、利用を提供できる時間帯が午後及び夜間がそれぞれ5時間から4時間に縮小になるため、各部屋の使用料を現行の5分の4に相当する額とし、全日の場合は13分の11に相当する額に改定いたします。

なお、施行期日については、令和8年4月1日とするものであります。

○委員長

「議案第13号について」

○（生活環境）次長

議案第13号小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

小樽市勤労青少年ホームの軽運動場及び集会室に冷房設備を設置したため、令和8年度から冷房の使用を開始いたします。

現行では、暖房を利用した方から暖房料を徴収しておりますが、設置後は冷房も使えるようになることから暖房料を冷暖房料に変更するため条例を改正するものでありまして、施行期日につきましては令和8年4月1日とするものでございます。

なお、冷暖房料につきましては規則で定めます。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○佐藤委員

◎HPVワクチンについて

HPVワクチンについてお尋ねいたします。

まず、本市での過去3年の定期接種の接種率についてお答えください。

○（保健所）健康増進課長

直近3年の定期接種の接種率を申し上げます。これについては、その年度に1回目の接種をされた方で接種率を計算してございます。

令和4年度は約5.2%、令和5年度は約6.8%、令和6年度は約9.7%でございます。

○佐藤委員

続きまして、国の接種率、それから北海道の接種率と比較していかがなのか、お聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

数値が判明している令和4年度の定期接種の第1回目を受けられた方の率で申し上げます。全国は約14.4%、北海道は約5.1%、本市につきましては約5.2%でございます。全国の率と比べまして、北海道並びに本市の接種率は低い状況だと考えてございます。

○佐藤委員

全国が14.4%に対し小樽市では5.2%ということで、若干低いと感じ取れました。

このデータを見まして、本市としてはどのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

令和4年に積極的接種勧奨の差し控えが終了してから徐々に接種率は上がってきてはおりますが、平成25年の厚生労働省の積極的接種勧奨の差し控え通知の前、すなわち平成24年度の全国の高校1年生の初回の接種率が60%を超えていたことを考えますと、現状の率は遠く及んでいないと考えてございます。

○佐藤委員

今、平成24年度のときの接種率を聞きまして、小樽市だけではないのですけれども、全国的に見ても非常に低いという現状が分かりました。

続きまして、このHPVワクチンは3種類ございますけれども、それぞれの特性についてお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

HPVワクチンには2価、4価、9価の3種類がございます。

2価につきましては、HPVウイルスの型の番号ですが、16型と18型の感染を防ぐワクチンです。4価につきましては、今申し上げた2価に6型と11型が加わったワクチンで、子宮頸がんの原因の50%から70%程度の感染を防ぐワクチンと言われております。9価につきましては、先ほど申し上げた4価に31型、33型、45型、52型、58型が加わったワクチンで、子宮頸がんの原因の80%から90%を防ぐと言われております。

○佐藤委員

それでは、今、ワクチンの3種類それぞれの特性をお聞きしたのですけれども、この種類につきましては、接種する方が選べるのか、それとも医療機関が決めているのかについてお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

ワクチンにつきましては、被接種者が選択することは可能ではございますが、先ほど申し上げたとおり、9価ワクチンが広範囲の型をカバーしている部分がございます、多くの医療機関が1番目の選択肢として推奨されると考えてございます。医師と被接種者や保護者の方がその辺の説明を受けて選択していると考えてございます。

○佐藤委員

そうしましたら、接種できる医療機関は、小樽市にも何機関もあるのですけれども、この3種類のそれぞれのワクチンの在庫は病院にはあるのか、お聞かせいただけますか。

○（保健所）健康増進課長

詳しい各医療機関での在庫状況は把握してございませんが、通常、問屋も含めて9価は出てくる量が多いので、ある程度の在庫はあると思うのですが、もし2価、4価を御希望される方があったら、予約で取り寄せる形になるのだと思っています。

○佐藤委員

今の御答弁をお聞きしまして、9価が非常に有用であるという内容でしたので、どうしても2価がいいなどという方も少ない状況なのかとは思ったのですけれども、やはりそれぞれ御自分で調べになっている方もいらっしゃると思いますので、在庫について、そして、希望するワクチンを打てるのかについてお聞きしました。

それでは、小樽市内で現在までにHPVワクチンを接種した後の副作用に対して相談を受けたことがあるのか、もし差し支えなければ、その相談件数につきましてもお聞かせいただけますか。

○（保健所）健康増進課長

副反応の相談の件数ですが、令和4年度に2件の相談がございました。令和5年度以降、現時点、直近までの相談はございません。

○佐藤委員

それでは、令和4年度には何人接種したのか、接種人数をお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

令和4年度でございますが、定期接種の1回目の接種を受けた方は112名、あとキャッチアップ接種の1回目接種を受けた方が152名いらっしゃいまして、合計で申し上げますと264名になります。

○佐藤委員

その相談を受けたときには、本市の対応についてはどのようにしているのか、お聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

北海道で子宮頸がん予防ワクチン総合相談窓口を設置しておりまして、基本的には学童・生徒だと思いますが、健康面の相談であれば北海道の保健福祉部で、就学面の相談であれば北海道教育委員会の担当部署を御案内しているところです。

○佐藤委員

そうしましたら、令和4年度に御相談を受けた2件につきましても、北海道の相談センターを紹介したという認識で間違いはないですか。

○（保健所）健康増進課長

御質問のとおりですが、北海道に相談していただいて、私たちが持っている情報としては、そういう相談センターがあって、その後、北海道の協力医療機関を受診する流れになると思うという程度の説明にはなりますが、御案

内しているところです。

○佐藤委員

今お聞きした点では少し分かりかねる部分もありますが、例えば、この相談内容に関しまして、非常に重症な場合であれば、予防接種健康被害救済制度といったものの対象にもなり得ると思うのですが、こちらまで相談内容がなかったということは、例えば手のしびれ、倦怠感、多少熱が出るなど、そういった比較的一時的な副作用だったという認識でよろしいでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

今、委員がおっしゃっている予防接種健康被害救済制度でございますが、該当する方につきましては、申請は接種した市町村が窓口になりますので、該当すると小樽市保健所になります。

HPVワクチンを接種して、そういう手続に至ったケースは今のところございません。

○佐藤委員

小樽市といたしまして、これまでも市民の健康のために様々な工夫をされて取り組んでこられていたと思います。今後とも小樽市民の健康の維持、そして、また健康の増進に向けてどうぞよろしく願いいたします。

◎OTC類似薬について

それでは、OTC類似薬についてお尋ねいたします。

来年からスタートするとされておりましたOTC類似薬の保険適用外になるというニュースは、マスコミで多く取り上げられておりました。ところが、患者の負担増になることなどから見送りとなったニュースも出ておりました。ただ、一定率の追加負担を患者に求めることを今後、検討するというのも付け加えられておりました。

このOTC類似薬について幾つかお聞きいたします。

OTC類似薬の保険適用除外に関する大きな変更は来年から始まる予定だったのですけれども、どのように変更される予定であったのか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

当初、政府与党は、医師の処方箋を必要とするOTC類似薬のうち、市販薬であるOTC医薬品と成分、容量が同じ医療用医薬品を保険給付対象から外すことを令和8年度から実施するという考えでした。

○佐藤委員

それでは、もし、このOTC類似薬が保険適用外になっていたとしましたら、どのぐらいの市民が困惑することになったであろうか、本市としてのお考えをお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

難病の方や心身に障害のある方などの負担が非常に重くなるとも言われておりますが、保険適用除外による影響のある患者は受診する医療機関のみ把握している情報であるため、具体的にどのぐらいの市民に影響が出るかは把握できないものでございます。

○佐藤委員

本市として把握するのは、なかなか難しいのかと思います。

それでは、このOTC類似薬を保険適用除外とすることで考えられるメリット、デメリットについて、もし分かることがあればお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

メリットとして考えられることとしては、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減の実現、医療機関における適正な受診の確保につながると言われております。また、デメリットとしては、保険適用除外とした場合に患者の自己負担がかなり増えるケースがあるとの意見もございます。

○佐藤委員

OTC類似薬が保険適用除外となると、市販薬を服用する人が増えると思います。

対象の医薬品の服用の仕方を本来の用途とは異なる用法、例えば多量に服用するなど、そのような懸念があるかについてお聞きいたします。

○（保健所）保健総務課長

懸念があるかでございますが、基本的に薬局やドラッグストアで販売する市販薬、OTC医薬品は法律で種類ごとに販売や購入について決まりがあり、例えば第1類医薬品などは薬剤師による情報提供が義務となっているなどの対応を要しており、これまでとリスクは変わらないものと考えております。

○佐藤委員

医師の処方がなくとも医薬品を購入することは便利であると考えます。一方、学生などが簡単に薬品を手にすることができます。今まで1割から3割負担であった医薬品が患者負担追加となりますと、市販薬で代用する人が増えることになります。

市民全体に医薬品を選ぶ際の注意点などの警鐘を鳴らしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

ドラッグストアや薬局では、購入希望者に対し法令に基づく適切な対応がされているものと考えてはおりますが、必要に応じてホームページなどで注意喚起することも検討していきたいと思っております。

○佐藤委員

続きまして、平成29年1月より厚生労働省でもセルフメディケーションを推進しておりますが、この意味についてお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

厚生労働省によりますと、セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」とされております。

セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を促進することはもちろん、医療費の適正化にもつながるとされております。

○佐藤委員

このセルフメディケーションは、私も非常に大切なことだと思います。

セルフメディケーションの推進も必要に感じるのですが、何か考えがあればお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

本市といたしましても、市民の皆様が自分自身の健康に責任を持って自ら健康づくりに取り組むことは大切なことと考えており、各種の健診や健康増進に関わる事業を通して、今後ともセルフメディケーションの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤委員

私の周りでも、やはり定期的に通院されたり、薬を服用している方が多いのが現状なのです。

このOTC類似薬に関しまして、今後どのような展開になるか、まだ分からない部分が非常に多くあるのですけれども、市民の方々が今後も安全に健康を維持できるよう、行政にできることをしっかりと行ってほしいと思います。

◎市民後見人について

市民後見人制度についてお尋ねいたします。

日本の高齢化は急速に進んでおりまして、それに伴い、認知症を患う方も増えております。また、核家族化や単身世帯の増加などにより、身寄りのない高齢者も多くいらっしゃいます。最近では、近所の付き合いが希薄になっ

てきて、地域での支え合いが難しいこともございます。

身近に頼れる人がいない場合、御本人らしい生活を継続できるような多方面でサポートする市民後見人の必要性は高まっているかと思えます。

まずは、成年後見人制度についてお聞きいたします。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

成年後見制度の概要について説明させていただきます。

こちらの制度ですが、認知症や障害等により判断能力が十分でない方々の財産の管理、あるいは施設への入退所、介護サービスの契約など生活状態に応じた支援を行う身上監護などの支援を家庭裁判所が決定した弁護士などの専門職や親族のほか、一般市民などが後見業務を行うという制度になっております。

○佐藤委員

次に、市民後見人についてお尋ねいたします。活動内容などをお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

市民後見につきましては、弁護士や司法書士などの専門職ではなく、地域の一般市民の方が成年後見制度において後見活動を行うという仕組みになっております。

本市における市民後見人の活動内容ですが、小樽・北しりべし成年後見センターが法人として受任した後見事務につきまして、市民後見人がセンターから後見事務の一部を委任され、被後見人の財産の管理や身上監護などの後見活動をセンターの職員と一緒にを行うという形になっております。

○佐藤委員

それでは、この市民後見人になるための、年齢などの必要要件についてお聞きいたします。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

まず、年齢ですが、前提として未成年者は後見人にはなれませんが、その他の年齢要件等はありません。ただ、小樽・北しりべし成年後見センターが実施します市民後見人養成講座を修了した方が登録されまして、その後のフォローアップ講座の研修等も受けていただくことになります。

○佐藤委員

それでは、反対に、市民後見人になれない方はいらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

こちらは、民法の第847条に後見人としての欠格事由が示されております。例えば、未成年者などがそれに該当するのですが、こちらに該当する方は、やはり市民後見人として後見業務を行うことはできないと考えております。

○佐藤委員

それでは、市民後見人の本市での報酬についてお聞きします。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

市民後見人の方が後見業務を行ったときの報酬ですが、被後見人等が施設入所者の場合は月額で4,500円となります。一方、在宅の場合は8,500円になっております。

○佐藤委員

この報酬につきましては、どのような支援メニューというか、サポートの種類によって変わるのか、それとも施設に入っている方と在宅の方で一律でこの金額なのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

こちらは、被後見人の方が在宅か、または施設に入所しているかの違いによって一律で決定されます。

○佐藤委員

それでは、市民後見人の被後見人、サポートを受ける方にとってのメリットとデメリットについてお聞きします。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

メリット、デメリットでございますが、被後見人本人が生活する地域の状況をよく知っている、地域の市民の方が後見人として活動することによりまして、より細かな支援、本人の心身の状態に合わせた訪問日や、面談時間の調整も可能になるのではないかと考えております。

一方で、デメリットということではないのですが、市民後見人の方は専門的知識を持つ専門職ではないので、多額の財産をお持ちになっている方や相続問題があるといった複雑な問題を抱えたケースが考えられますが、こういったものを受任することは難しいと考えております。

○佐藤委員

今、私も御答弁をお聞きしまして、メリット、それからデメリットに関しても、恐らくそういうことはあるのかとは思ったのです。

過去に、本市では市民後見人でのトラブルといったものはあったのか、お聞かせいただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

被後見人の方どうしても相性が合わないといったことで交代することはあったとは聞いておりますが、大きなトラブルに至ったことは聞いてはおりません。

○佐藤委員

高齢の方が支援をお願いするに当たって、金銭の取扱いなどもやはり心配だと思ったのですけれども、気が合わない、何か話が合わないといったことであれば、トラブルというものでもないのかと安心してお聞きできました。

それでは、本市で最初に市民後見人制度に登録されたのはいつなのか、そして、現在の登録人数についてお尋ねいたします。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

最初に、市民後見人制度に登録されたのはということでございますが、小樽・北しりべし成年後見センターが開設されたのが平成22年度になります。このときに10名の方が登録されたと聞いております。

また、登録人数ですが、令和6年度当時で登録数は39名と報告を受けております。

○佐藤委員

平成22年度には既に10名の方が登録されていて、現在では39名の方が登録されている。少しずつ増えていっているということが分かりました。

実際に登録されている方は39名でも、やはり全員が日中に時間があるとか、曜日によっていろいろお忙しい方もいらっしゃると思うので、実際に年間で何名ぐらいの方が市民後見人として活動しているのか、活動人員についてお聞きします。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

現在は25名の市民後見人の方が活動していると聞いております。

○佐藤委員

今後、本市ではさらに高齢化が進んでいくのではないかと考えられます。現在の登録人数が39名で、活動人数が25名とお聞きしました。

今後の高齢化を鑑みまして、登録人数や活動人数を増やしていくことが小樽市民にとって安心につながると思うのですけれども、本市ではどのようにお考えなのか、見解をお聞きします。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

全国に先駆けまして高齢化が進んでおります本市でも全国と同じ、またはそれ以上に成年後見制度を必要とされる方は増えていくことが予想されます。専門職や親族後見人の方だけでは今後、制度を支えていくことがなかなか難しくなっていく中、細やかな見守りを行うことができる市民後見人の存在が重要性を増していくと考えておりま

す。今後、より多くの方に市民後見人として参加していただくことが大事なのかと考えております。

○佐藤委員

私も大きなお金が動いたりなどするような生命保険の職に就いておりました際に、この成年後見人制度について勉強しまして、お客様にもこういった制度を案内することも何度かありましたが、やはり成年後見人といいますと、かなり大きな費用がかかったりすることがあるのです。小樽市民にとりまして、地元に住んでいて、昔から小樽市のこと地域性のこともよく知っていて、なおかつ、報酬もそんなに多額でもない。比較的、精神的にも安心できて、また費用的な面でも安心して使えるように感じますので、この市民後見人制度は、小樽市でも大切なものなのだというのがよく分かります。

ただ、小樽市のホームページには、市民後見人制度についての表示がないのです。ただ、成年後見人制度について記載されたページに、小樽・北しりべし成年後見センターにつながるリンクが貼ってございますので、そちらに飛ぶことはでき、小樽市社会福祉協議会の成年後見人事業につながるのですが、そこにも市民後見人制度についての表記がないと感じました。

ほかにもあるかもしれませんが、例えば江別市のホームページを見ますと、市民後見人制度についてしっかりと表記されておりまして、活動内容や、今年は研修を受けた方が何人いて、何人が登録されていますなど、非常に分かりやすく表示している自治体もあります。やはりこういったものから市民への周知といいますか、この市民後見人制度のことが普及されているかといいますと、まだよく御存じないという方もいらっしゃると思いますので、もし可能であればなのですけれども、何か周知する広報活動をお願いいたします。

◎おやこの集いの場について

おやこの集いの場についてお尋ねいたします。

12月20日にウイングベイ小樽1番街4階にオープンを予定しております施設なのですけれども、パンフレットなどを見せていただいたり、内覧もさせていただきまして気づいた点が何個かありましたので、お聞きます。

まず、おやこの集いの場について、利用に際し、登録カードには名前、住所などを記入とありますけれども、などには何が含まれているのか、お答えください。

○（こども未来）子育て支援課長

生年月日、続柄、電話番号が含まれます。

○佐藤委員

この登録カードは保護者と子供のそれぞれになるのか、生年月日もそれぞれで必要なのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

それぞれ書いていただきます。

○佐藤委員

それでは、この広場はかなり広い施設だったのですけれども、スタッフは何名ぐらい配置されるのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

原則平日は5人、土日は6人となっています。

○佐藤委員

それでは、このスタッフには資格などは必要であるのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

スタッフの方の資格は、子育て、あと親子の支援に関して意欲のある方であって、子育ての知識と経験を有する専任の者という条件のほか、そのうち1名以上は保育士、幼稚園教諭等の資格を条件としています。

○佐藤委員

ホームページを見ますと、この広場スタッフが子育てに関する相談に応じると記載されております。その場で気軽に対応が可能なのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

スタッフには子育ての知識と経験を有する者で構成されていますので、簡単な子育て相談についてはその場で対応可能です。その上で少し込み入った相談であれば、別室で相談に乗ることも可能となっています。

○佐藤委員

込み入った御相談になりますと、専門的に知識のある方など、例えば保育士などの資格のある方がお話を聞いてくださるということですか。

○（こども未来）子育て支援課長

相談の内容にもよるのですが、込み入ったことであれば専門の知識を有する者が対応することになるかと思えます。

○佐藤委員

今までは、例えばホームページや市で発行されている冊子、パンフレットなどを見ますと、子育て講座と記載されているものが多く紹介されておりました。

おやこの集いの場のリーフレットを見ますと、親子むけ講座と名前が違いますが、子育て講座と親子むけ講座の違いがありましたら、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

おやこの集いの場では、親子での利用を想定していることから親子むけ講座としています。ただ、実施する内容は、子育てまたは子育て支援に関する講座でありまして、子育て講座と意味合い的には変わりません。

○佐藤委員

それでは、おやこの集いの場の利用に際して、時間の制限や人数の制限はあるのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

利用人数は、おおよそ100人とさせていただいております。利用者が多数に上る場合は、1家族1時間30分から2時間程度の時間制限を予定しています。

○佐藤委員

利用人数のおおよそ100人というのは、子供が100人というイメージでよろしいですか。

○（こども未来）子育て支援課長

施設全体、保護者も含めた利用者という形になります。

○佐藤委員

それでは、このおやこの集いの場のアピールなのですが、現在どのような方法で行っているのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

インスタグラム、ホームページ、広報おたるで施設のPRをしています。また、株式会社小樽ベイシティ開発の協力でウイングベイ小樽のエレベーターなどにポスターを掲示しています。

○佐藤委員

それでは、このリーフレットを見ますと、利用対象は未就学児とその保護者であると記載されています。例えば、ほかの自治体などのホームページやチラシなどを見ますと、妊婦とその家族の見学にも対応しているところがあるので、本市としては、妊婦、それから御家族の見学の対応についてどうなのか、お聞きします。

○（こども未来）子育て支援課長

妊婦の方になりますと、将来的に施設の利用対象者となる方ですので、妊婦の方などの見学方法などについて検討していきたいと考えています。

○佐藤委員

もう結構昔の話なのですがすけれども、私も妊娠していたときは、やはり情緒も不安定になったり、何か心配事があったりすると、胎児には悪い影響かと思いながらも、どんどん気持ちが落ちていったりすることなどがあったのです。小樽市内ではなかったのですが、友達もなかなかそばにいないで寂しい思いをしました。

ただ、そういったときに元気な子供たちが遊んでいる姿を見たり、自分がその場に行くことによって、今、出産しようとしている自分と、それから生まれてくる子供の将来像というのか、未来像なども見えるような気がして、妊婦にとっても非常によい影響があるのではないかと考えましたので、ぜひ御検討していただきたく質問しました。

次に、現在のファミリーサポートセンターの利用に関して、提供会員か依頼会員のどちらかの御自宅で預かることが前提となっております。

このたび、おやこの集いの場がウイングベイ小樽にできたことによりまして、このファミリーサポートセンターの預かりの場として検討できないかと思いました。子育て世代の方からいただく声といたしましては、自分のリフレッシュの時間が欲しいとおっしゃる方が多くいらっしゃいます。

提供会員が預かった子供をおやこの集いの場に連れていくのは、原則は保護者となっておりますので、そういったものは無理だとは思いますが、おやこの集いの場で依頼会員である子供の保護者が利用の手続きをして、提供会員とそこで待ち合わせをして、子供を遊ばせたり、お世話をし、商業施設にリフレッシュした保護者が迎えに来ることがもし実現するとすれば、子育て応援に役立つのではないかと考えますが、市の見解についてお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

現在の本市のファミリーサポートセンター事業の要綱では、原則、預かる場所は依頼会員または提供会員の自宅としております。ただ、本施設でのお預かりは利用者にとっても利便性がとても高くなると思いますので、今後、検討していきたいと思えます。

○佐藤委員

これまで小さな子供がいらっしゃる方からは、子供を遊ばせるところが少ないという声を聞くことが多かったのです。先日、ウイングベイ小樽4階にオープンするおやこの集いの場を内覧してきたのですがすけれども、小樽市に関することや物が壁面アートで非常にかわいらしく描かれておりました。また、いろいろな遊びができるような広場がありまして、とても魅力的で、大人の私たちも非常にワクワクしておりました。

12月20日を心待ちにしている保護者が私の周りにも多くいらっしゃいます。名前のおり、おやこの集いの場として小樽市民に愛される施設になりますように、管理運営される委託業者の皆さんと協力し合いながら、安全な運営をお願いしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

みらいに移します。

○中村（岩雄）委員

◎町内会支援の新たな仕組みづくりと地域課題を協議する場について

まず、一般質問で行いました、町内会支援の新たな仕組みづくりと地域課題を協議する場についての答弁を受けて質問させていただきます。

私の、本市として行政、市民、事業者、関係団体が集まり、定期的に協議しながら共通認識を形成する場を設置して、町内会や地域の課題を継続的に議論する体制を整えるお考えがありますかという質問に対しまして、市長は次のとおり答弁されました。地域課題を議論する場の設置につきましては、まずは、年2回開催している町内会長と市との定例連絡会議など現在設置している会議において町内会のニーズをはじめ、地域の課題を把握し、その中で議論を深めていきたいと考えておりますとのことであります。

この答弁で、町内会以外の関係者である学校、事業者、関係団体が集まる場を設けることは考えずに、従来の町内会のみが集まる市との定例連絡会議のみで今後も対応していくという受け止めでよろしいのかどうか、もう一度再確認させていただきたいと思っております。市のお考えをお聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

今回の御質問にございます協議の場については、小樽市総連合町会から要望されているものでもございます。その内容は、市民、事業者、団体の皆様も町内会の構成員、当事者であるという認識の下で、町内会をどのように維持していくかを共に考えていくための組織が必要ではないかということかと思っております。これも地域課題にまで大きく広げると、その中には町内会の存続の問題も含まれると思っておりますが、それだけではなくて、広範囲の議論というものが予測されることとなります。

やはり課題の解決につきましては、まず、会議体を設置すること自体が目的ではないと思っておりますし、総連合町会が視察したと聞いていますが、室蘭市で設置している会議体を参考にしまして、ここがその後どういう取組を行い、どういう成果を上げていくかなどを研究していくことも大事であると考えております。

また、新たに会議体をつくるにしましても、事業者や団体等が参加する会議体に何を求め、どう進めていくかということについての整理も必要になりますが、その辺りの議論を総連合町会と深める必要があると考えております。

そのため、まずは会議体の必要性やイメージを共有した上で、どういう会議体にしていくのがいいのかという協議が必要になると考えております。その場として、例えば年2回開催している定例連絡会議のうち1回をそういった議論をする場にするとか、または、定期的に行っている市と総連合町会との意見交換会に、しかるべき町内会にも入っていただき、そうしたことを議論することも考えております。そして、議論した先に、いずれかの場を事業者や団体などに構成員として入ってもらって、総連合町会が要望する協議の場にしていくことも考えられるのではないかと考えておりますので、総連合町会と会議体の必要性などの共通認識を持つことが必要と考えているところであります。

○中村（岩雄）委員

私も、これまでのやり方だけでは町内会自体もかなり成り立たなくなってきましたし、今後の町内会支援のためにも、いろいろな角度からもう一度見直して、検討し直していく必要性が高まっていると思っておりますので、今回、再質問させていただいたわけですが、先ほどの室蘭市の事例なども見ながら、今後も広範に状況を見ながら、また私もこの問題については触れていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

◎外国人介護人材と地域住民化の視点について

次に、外国人介護人材と地域との交流促進及び地域社会の一員としての意識醸成について伺っていきます。

本市では、8月5日に、市内や余市で介護職員として勤務している外国人の方々14名を対象にして、「日本食をつくってみよう」と題した外国人介護人材研修会を初めて開催されたとお聞きしました。そこでは、赤飯、三平汁、いももちといった郷土料理などを調理して、講師と参加者同士で交流することで、日本の食文化を学びながら、介

護現場での理解促進にもつながる大変有意義な機会となったと承知しております。

全国的に介護人材の不足が深刻化する中で、本市でも外国人介護人材の受入れが進んでおりますけれども、言葉や文化の違いから、職場や地域で孤立しやすいという課題があります。こうした方々を単なる出稼ぎ労働者としてではなく、地域住民の1人として迎え入れて、共に暮らし、支え合う関係を築くことが地域包括ケアの理念にも合致するのだろうと考えます。

そこでお尋ねしていきます。

町内会活動との連携による交流機会の拡大についてです。今回の研修会のような文化交流型の取組を町内会や地域団体と連携して定期的に開催する、外国人介護人材と地域住民と一緒に活動できる機会を増やすことについて、市のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○（福祉保険）福祉総合相談室 洪間主幹

地域活動に参加する機会を増やすことにつきましては、今年度は、先ほど御説明のあった調理実習を通じてボランティア団体、また、市内の大学生との交流を図ってきたということがございます。

次年度以降の交流の機会についてなのですが、外国人介護人材はお勤め先によりお住まいの地域も様々ですので、町内会単位での開催はなかなか難しいかと思っております。その上で、広く地域の皆さんと交流ができるような機会をつくっていくことが必要かと考えております。

○中村（岩雄）委員

いろいろ工夫を凝らして取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、継続性と効果測定についてです。ぜひ単発のイベントで終わらずに、継続的な交流と、関係構築につなげるために、活動の成果や課題を評価して、次年度以降の改善に反映させるべきと考えますけれども、市の見解をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室 洪間主幹

事業の評価につきましては、研修会終了後に参加者アンケートを実施しておりまして、研修会の内容、参加しやすさについて御意見をいただき、改善の視点を確認しております。

その中で、夜勤や勤務状況で参加できない職員の方が一定程度いることが分かりましたので、参加回数をこれまでより増やすなどして対応していきたいと考えております。

また、地域の皆さんとの交流を望む意見も聞かれていることもありますので、交流会の内容を工夫していきたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

ぜひいろいろ工夫を凝らしながら様々に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎小樽市第1層生活支援体制整備協議会（住民主体の地域づくり協議会）について

次に、小樽市第1層生活支援体制整備協議会（住民主体の地域づくり協議会）について伺います。

本市では、生活支援体制整備事業の一環として、毎年度、第1層生活支援コーディネーターが中心となって市全域を対象に多様な主体が参画する小樽市第1層生活支援体制整備協議会を開催しております。

この協議会は、地域の生活支援や介護予防に関する資源やニーズを共有し、関係機関、団体、住民が連携して地域づくりを進めることを目的としておりとお伺いしております。しかし、参加者からは、協議会では前年度の実績報告と本年度の実施計画の説明に多くの時間が割かれ、肝腎の課題の抽出や課題解決の方向性、道筋についての議論が十分に行われず、未消化に終わっているとの声が寄せられております。このままでは、協議会が単なる報告会にとどまって、地域課題の解決や新たな取組の創出につながらないおそれがあるのではないかと思います。

そこでお伺いしていきます。

まず、小樽市第1層生活支援体制整備協議会の設置目的、構成メンバー、役割分担について、市としてどのよう

に位置づけているのか、改めてお示しいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

小樽市第1層生活支援体制整備協議会の設置につきましては、小樽市生活支援体制整備事業実施要綱にて定めておりまして、設置目的は、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携、協働により、効果的な生活支援サービス等の体制を推進することになります。

委員の構成は、総連合町会、小樽市老人クラブ連合会、小樽市民生児童委員協議会、小樽市社会福祉協議会などの各団体から推薦を受けた方のほか、第1層生活支援コーディネーターと地域包括支援センターの管理者になります。

また、小樽市第1層生活支援体制整備協議会の役割といたしまして、市内全域を管轄しまして、第1層生活支援コーディネーター活動の組織的な補完のほか、地域ニーズや地域資源の把握及び情報の見える化の推進、企画立案や方針策定、関係者のネットワーク化、情報交換及び働きかけに関すること、第2層生活支援コーディネーター及び第二層協議会との連携協働などの事項を所管しております。

○中村（岩雄）委員

それでは、現状と成果についてなのですが、直近の開催はいつあったのか、それから、そのときの協議テーマはどのようなものだったのか、これまでに協議を通じて実現した具体的な取組や成果をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

直近では令和7年5月22日に開催しておりまして、第1層、第2層の各生活支援コーディネーターの令和6年度の活動報告と令和7年度の活動計画の報告を行った上、各委員のノウハウを活用しながら支援を必要とする側、支える側の現状と課題解決に向けた取組についての情報共有と意見交換を行っております。

また、協議を通じたこれまでの取組ですが、地域資源をまとめた冊子発行に当たっての効果的な周知方法や使い方提案、除雪ボランティア講座の開催のほか、生活支援コーディネーターの活動に対する委員を通じました関係団体への理解促進などがあります。

○中村（岩雄）委員

それでは、課題の認識についてですが、実績報告や計画説明に時間が偏って、課題抽出や解決策の議論が深まらないという声について市としてはどのように感じているのか。また、それに対して改善を考えているのであればどういうものか、お聞かせいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

小樽市第1層生活支援体制整備協議会は、地域課題の解決に当たる第1層生活支援コーディネーターの活動をどのように支援するのかを協議する場になりますので、活動における報告や計画の説明というのがどうしても必要になります。ただ、会議の内容について議論が深まらないなどの声は聞いてはいたのですが、報告方法や時間配分を含めまして、限られた時間の中での効率的な議事進行について、引き続き努めてまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

ぜひ形骸化しないようにというか、いろいろ具体的な改善策を見いだしながら、前へ進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎小樽市委託型介護予防事業の実績・課題・今後の対策について

次に、小樽市委託型介護予防事業についてです。

本市では、65歳以上の市民を対象に介護予防と健康寿命の延伸を目的として、民間のスポーツクラブなどへの委託によって、委託型介護予防事業、シニアからだづくり教室が行われております。この事業は、長年、市民の介護予防の一端を担っている事業であることは承知しておりますが、事業の実績と課題、そして、今後の対策について何点かお聞きしていきます。

まず、過去3年間の事業の開催回数、実参加人数と延べ参加人数、増減の傾向、参加者の傾向についてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室 洪間主幹

過去3年間の開催回数、実人数、延べ人数を順に申し上げますと、令和5年度は432回、558人、4,745人、令和6年度は395回、594人、5,258人、令和7年度は予定ですが432回、8月末までの実績で276人、2,344人となっております。

増減傾向につきましては、コロナ禍の後につきましては実人数、延べ人数ともに増加傾向で来ております。

参加者の傾向については、お住まいの住所から近い事業所を選んで申込みをされる方が多いという傾向がございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、今お答えいただいた参加者の状況を含め、課題があればお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室 洪間主幹

委託事業所が市内の中心部に集中して置かれていることがございまして、中心部以外の方からは利用しづらいとの御意見が寄せられておりますので、事業所の所在地の偏りという課題があります。

○中村（岩雄）委員

それでは、今後の参加者拡大に向けて、例えば開催場所を商業施設内にすることや、開催日を土曜日や夜間にしてみたり、また、SNSなどで町内会と協働した周知の工夫をする、それから、いろいろとある他の健康づくり事業との運動など様々な取組が考えられると思うのですが、市が考える対策についてお答えいただきたいと思っております。

○（福祉保険）福祉総合相談室 洪間主幹

参加者拡大に向けた対策につきましては、委託先事業所が市内中心部に集中しているので、令和7年度からウイングベイ小樽の中に委託先の事業所を加えたところ、参加者が増加したことがあります。今後も委託先事業所の偏在の解消に努めるとともに、事業参加状況に応じたインセンティブを付与するような取組を検討しながら、参加しやすい効果的な事業になるよう努めてまいります。

○中村（岩雄）委員

介護予防事業については、運動を続けることで体力や筋力が維持されると思っておりますし、また、社会参加が高齢者の生きがいづくりにつながるとも考えます。高齢化の進んだ本市におきましては、介護予防事業に参加する市民を増やすことが大変大切でありますし、そのために、これまで参加している方たちはもとより、新たに参加する方々をいかに増やすかの工夫も必要だと思っております。今後もぜひ参加しやすい実施体制や魅力的な内容に向けた取組を期待いたします。

◎消費者被害防止と町内会連携について

次に、消費者被害防止と町内会連携についてです。

まず、消費者被害防止の取組から伺っていきます。

小樽市消費生活センターへの相談件数は、令和6年度で764件となっております。内容は、通信販売トラブルや特殊詐欺、投資詐欺など多様化しております。高齢者だけでなく若年層の被害も大変目立ってきています。

こうした中、国の地方消費者行政強化交付金は、令和7年度末で多くの自治体で活用期間が終了し、相談体制や啓発事業の継続が困難になるという指摘もあります。相談員の高齢化や担い手不足も深刻な課題です。

そこで伺っていきます。

まず、交付金の終了後、消費者センターの相談業務の維持のために新たな交付金の制度設計ができたという情報も伺っております。そこで、相談体制の維持について伺うのですが、分かる範囲で結構なのですが、まず、新たな交付金の内容について、お聞かせいただきたいと思っております。

○（生活環境）生活安全課長

現在交付されております地方消費者行政強化交付金は、令和7年度末をもって終了となる予定でしたが、消費者庁より、概算要求の段階ではありますが、同交付金が延長される旨の説明資料が送付されたところでございます。

交付金を担当しております北海道の担当者に確認しましたところ、令和8年度も同様のメニューで申請できるとの回答をいただいております。

○中村（岩雄）委員

それでは、関係機関との連携についてです。

警察、金融機関、郵便局、地域包括支援センターなど市内の関係機関との情報共有や連携強化をどのように進め、被害の未然防止につなげていくのか、お答えいただきたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

毎年実施しております小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワーク会議におきまして、参加団体でございます警察、法務局、弁護士会、総連合町会、地域包括支援センター、校長会、郵便局、金融機関等といった団体の皆様と昨今の消費者トラブルに関する情報共有を行っております。

そのほか、年6回の年金支給日には、小樽市、警察、防犯協会連合会などと共にスーパーなどにおきまして啓発物の配布等を行っております。このほか、警察からは啓発ポスターの提供を受けており、市役所におきましてポスターの掲示もしております。

啓発活動を実施することにより被害の未然防止につながるため、引き続き連携を行ってまいりたいと思っております。

○中村（岩雄）委員

市民への安心感の提供という点で、市民が困ったときはすぐ相談できるという安心感を持てるように相談窓口の周知や利用しやすい環境整備をどのように進めるかが大変大切だと思いますので、お聞かせいただきたいと思っております。

○（生活環境）生活安全課長

相談窓口の周知につきましては、市のホームページやフェイスブックのほか、年4回発行しておりますくらしのニュースおたるとで消費者相談窓口についての周知を行っており、引き続き取り組んでまいります。

また、日頃から気軽に相談しやすい雰囲気づくりをしておりますが、引き続き利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

ぜひとも前進していただきたいと思っております。

◎移動消費者教室について

次に、移動消費者教室について伺っていきます。

移動消費者教室（出前講座）で、小樽市では、小樽消費者協会が町内会や老人クラブ、それから学校、各種団体などに出向いて、悪質商法やインターネット取引トラブル、特殊詐欺などの被害防止を目的とした移動消費者教室を開催しておりますが、この事業は消費者被害の未然防止に直結する大変重要な取組であると思っておりますし、特に高齢者やデジタル機器に不慣れな方への啓発にこれまで効果を上げてきたと承知しております。

しかしながら、近年の実績推移を見ますと、コロナ禍による中止や縮小の影響もあって、開催回数や参加者数が減少した時期があったと思っております。令和5年度以降は回復傾向にあると思っておりますが、町内会役員や団体側の担い手不足、それから情報不足によって開催申込みが十分に広がっていない地域もあるやに聞いております。

そこで伺っていただきますが、これまでの実績の推移と現状についてです。直近5年間の移動消費者教室の開催回数、

それから、参加者数についてお示してください。

○（生活環境）生活安全課長

直近5年間ということで、令和3年度から令和7年度までの現在までの数字をお答えいたします。

令和3年度はコロナ禍もございまして開催しておりません。令和4年度は開催が1回、参加者数が21人、令和5年度は開催が4回、参加者数は573人、令和6年度は開催が3回、参加者数は55人、令和7年度は11月末現在で開催が2回、参加者数は31人おります。また、今後2回の実施を予定しておりまして、参加者はさらに161人増加すると見込んでおります。

○中村（岩雄）委員

それから、課題認識についてなのですが、町内会やその他の団体に対して情報不足により申込みが広がらないという現状を市としてはどのように考えておりますか、お聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

移動消費者教室につきましては、市のホームページやSNSで教室の内容の周知に努めるとともに、各町内会の回覧板におきまして、移動消費者教室の案内を記載したくらしのニュースおたるを年4回、回覧していただいております。直近では、総連合町会の理事会におきまして、新たに移動消費者教室の詳細を記載した文書を配布させていただいております。

いずれにしましても、詐欺被害等の防止には移動消費者教室を活用していただくことも重要と考えておりますので、申込みが増えるよう周知を進めていきたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

今、総連合町会と出ましたけれども、町内会との連携強化についてです。

町内会は地域の高齢者や独り暮らし世帯と日常的につながりがあります。回覧板ですとか集会などを通じて情報を確実に届けられる基盤だと思います。

市として、町内会を通じた開催案内や申込促進、それから、町内会役員を対象とした消費者被害防止研修の実施などをこれからどのように進めるのか、お考えをお伺いしておきたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

町内会との関係につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、回覧板によるくらしのニュースおたるの御案内、また、総連合町会の理事会におきまして周知文書の配布を依頼したところでございます。また、このほかにも、より効果的な周知方法につきましては研究してまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

それでは、今後の取組についてなのですが、高齢者だけではなくて若年層にも対象を広げるため、学校との連携やSNSなどのデジタル媒体を活用した啓発の強化を検討すべきだと考えますが、この辺の市の方針をお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

若年層や子育て世代に対しての取組ですが、成人年齢の引下げに伴い市内高校の3年生を対象に若年層向けの消費者トラブル防止パンフレットを配布しており、その際には各高校に移動消費者教室につきましても案内しております。そういった周知を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

いろいろ工夫を凝らしながら、これもまた進めてください。

◎蛍光灯の製造・輸出入禁止について

それでは、蛍光灯の製造・輸出入禁止について伺います。

政府は、水銀に関する水俣条約締約国会議の決定を受けて、一般照明用の蛍光灯について、その種類に応じて令

和9年末までに段階的に製造・輸出入を禁止することを決定しました。このことは、市民の皆様の生活に大きく関わる問題であり、将来的には蛍光灯を入手できなくなることが予測される中で、どのように対応すべきかという不安の声も聞かれます。蛍光灯の使用、販売、購入が禁止され、すぐに照明が使用できなくなるものではありませんけれども、市民の皆さんが計画的に照明の更新を進められるよう、できるだけ広く市民に伝えることが求められていると考えます。

そこでお尋ねいたします。

まず、製造・輸出入を決定した政府は、これまでどのように国民に周知してきたのか、お示してください。

○（生活環境）環境課長

政府におきましては、経済産業省及び環境省がホームページやSNSにおいて周知を行っているほか、照明器具関連の業界団体である一般社団法人日本照明工業会や各蛍光灯製造メーカーにおきましても、ホームページにおいて情報発信を行っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、市では、この重要な情報をどのような手段で、どのような内容を市民に伝えることをお考えなのか、お聞かせください。

○（生活環境）環境課長

市が行う周知につきましては、既に蛍光灯の製造・輸出入禁止について市のホームページにおいて掲載しているほか、今後は広報おたる2月号、SNSにおいて蛍光灯の製造・輸出入禁止に加えまして、蛍光灯からLED照明への計画的な交換などについて周知していきたいと考えております。

また、LED照明に交換することによる省エネの効果などについても情報発信し、環境負荷の低減推進を図ってまいりたいと考えております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時20分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○橋本委員

◎合同墓について

初めに、合同墓について質問させていただきます。

近年、多死社会と言われて久しいですけれども、さらに墓じまいなども非常に増えていまして、合同墓の利用者も増えているとも思うのです。今回の補正予算でも合同墓の拡張が計上されました。

分かる範囲で、簡単に構いませんので、この拡張に至る経緯、また現在の利用状況などを御説明ください。

○（生活環境）戸籍住民課長

小樽市合同墓は、少子高齢化や核家族化などによりお墓の継承ができない方、お墓を持たない方、遺骨を保管することが困難な方に使用していただくため、平成24年に約3,000体の遺骨が埋蔵可能な施設として中央墓地に開設

し、令和2年度にはさらに約3,000体を埋蔵可能とするための拡張を既設部分の東側に実施し、計約6,000体埋蔵可能となっております。

令和7年11月末時点の埋蔵数の累計は5,783体であり、現在は年間600体程度の埋蔵状況となっており、空きがなくなるのは来年の夏頃と予想されたことから、令和8年度の拡張について、今定例会にて債務負担行為の補正予算案を提出いたしました。

○橋本委員

この合同墓の利用対象者をお示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓は市営墓地の使用者で、当該墓地に収められている焼骨を合同墓に改葬し、その墓地を返還すること、焼骨をお持ちの申請者が市内に居住していること、市に居住したことがある個人の焼骨を埋蔵する場合の三つのうち、いずれかの要件を満たしている場合に使用できます。

○橋本委員

亡くなられた方が市内に居住していた期間があることということですので、過去に住民票があったことがあればよいということになるのかと理解しました。

申請に関して伺います。

戸籍住民課に申請しますけれども、申請期間が4月から11月となっています。その理由をお示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

御存じのとおり、合同墓は市営の中央墓地に設置しており、埋蔵は雪が降る冬季期間に行うことができず、埋蔵時期を決める都合上、申請期間を4月から11月までとしております。

○橋本委員

雪がある12月から3月は申請できない理由が分かりました。

冬季期間の12月から3月の間に亡くなられる方という方も、申請するには4月にならないとできないという理解でよろしいでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

申請は4月からお願いしております。

○橋本委員

本来、戸籍住民課で申請するわけですから、実際は、雪は関係ないのかと思うのですが、一応、冬季期間の埋蔵ができないので、4月からになるということで、分かりました。

続いて、納骨のタイミングの対応についてお伺いします。

納骨する日時は、申請のときに決めるものでしょうか。また、この4月から11月の間であればいつでも納骨できますでしょうか、お示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

埋蔵時期は申請のときに決めております。

埋蔵は、5月から11月までの友引を除く毎週金曜日10時から12時45分までの間の15分間隔の時間帯で受けております。

○橋本委員

埋蔵当日の対応について御説明いただけますでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

申請者や御遺族の方などに焼骨を御持参の上、合同墓に来ていただき、合同墓の使用申請を受けた際にお渡ししました合同墓使用許可証を現地の係員に御提示していただき、それに受付印を押してお返しし、係員が投入口を開

け、そこから御自身で焼骨を埋蔵いただいております。

○橋本委員

この係員は、市の職員の方なのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

民間事業者に委託させていただいております。

○橋本委員

なぜこんな質問をしたかと申しますと、合同墓の利用条件などを確認しましたがけれども、埋葬者が市内に住んでいない場合でも利用できるというのが分かりました。

場合によっては、申請されるのは御家族の方になると思うのですがけれども、道外に住んでいる方が対応しないといけないという場合も発生するのではないかと思います。埋蔵が金曜日だけだと、不便に思う方がいるかもしれません。実際に、札幌市の方だったのですが、仕事を休みづらい職業で金曜日にしかできないので困ったという御意見も伺っております。

基本的に12月から3月に亡くなられて、お悔やみ手続をして、4月になり、戸籍住民課で埋蔵の申請をして、これは当然平日になるわけですが、後日、日程を決めた金曜日に埋蔵する。それが、例えば市外や道外に住まれている方がする対応だとしたら、何度も北海道に来る、小樽市に来ることを考えると、今お仕事されている方などが多いですから、金曜日だけというのは大変なのではないかと思っております。これは市内であっても大変さは変わらないかとも思っています。

今後、一定の時期までは利用者も増えていくであろうことを想定すると、予約する形になっていますので、平日の対応ができないのか、例えば土日も含めてですが、ほかの曜日を増やすことができないのか、この辺の検討について御見解をお示しく下さい。

○（生活環境）戸籍住民課長

現在、合同墓に職員が常駐しているわけではなく、先ほど申し上げましたとおり、埋蔵時の立会いは民間事業者に委託しており、対応日時を変えるといったような場合、当該事業者との調整が必要となります。対応する曜日を変更するなど、どういう対応ができるのか研究してまいりたいと考えております。

○橋本委員

ぜひこういったことも含めて御検討いただけたらと思います。

◎健康手帳について

続いて、健康手帳についてお伺いたします。

令和5年度統計資料になりますけれども、「小樽市の保健行政 令和6年度版」の「第2章 保健衛生」の「1 成人保健」の欄を見ますと、健康増進事業として健康診査やがん検診、健康相談等と同列に健康手帳の交付が掲げられております。

最初に、健康手帳とは、どのようなもので、いつから交付されているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

健康手帳につきましては、健康増進法に基づきまして昭和58年から交付している手帳でございます。内容といたしましては、がん検診や特定健診、あと保健指導や健康教育の記録などができるものでございます。

○橋本委員

小樽市の保健行政という資料の中に、配布の目的として健康手帳は検診（健診）などの記録、またその他の健康保持のために必要な事項を自分で記載して、自らの健康管理と適切な医療に役立てることを目的とするとされています。

適切な医療に役立てるとは、どのように使われることを指すのか、お示しく下さい。

○（保健所）健康増進課長

今、委員もおっしゃいましたが、健康手帳には、特定健診やがん検診の記録のほかに血圧や体重などを記録するページや、健康づくりのポイントについても記載されているページがございます。

これは日常的に自らが記入いただくことや、あと過去に受けた検診などを振り返ることなどができると思います。そういうことを通じて、健康意識を高め、検診の受診行動につながりやすくなるとともに、かかりつけ医などと共有していただいて、日頃の医療に生かせるものという部分で考えてございます。

○橋本委員

いろいろな情報がかかりつけ医と共有なされると、すごくいいと思いました。

配布の対象となる方が記載されているのですが、本来は健康教育や健康相談、訪問指導などを受けた方が対象者にはなっているのですけれども、保健所の窓口で希望する方に配布されるものなのか、また、配布するタイミングや交付方法、誰に配布しているといった情報があればお示しください。

○（保健所）健康増進課長

まず、窓口到手帳の交付を希望される方がお見えになった際には、特段制限なくお渡ししているところでございます。

今、年報を御覧いただいていると思うのですが、私たちで、通常、年間で大体150冊お配りしているところですが、こちらにつきましては、がん検診を受けられた方で健康手帳をお持ちでない方に送ります。一応、手帳は5年分ぐらいのデータを書けることになっていますので、5年以内に交付している方はお出ししていないのですが、前回お出しして5年ぐらいたっている方については、市からお送りしております。

○橋本委員

今、おっしゃっていただきましたけれども、小樽市の保健行政には、平成31年度から5年分の配布数が記載されております。40歳～75歳、75歳以上で区分されていまして、令和2年度からだと思うのですが、コロナ禍であってもコンスタントに大体160冊配布されているのが分かります。

そんなに差はないのですが、令和4年度と令和5年度の実績で若干減りがあるのですけれども、ここは何か原因があるとお考えでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

こちらの件数につきましては、いろいろ原因はあるのかもしれないのですが、まず、先ほど申し上げた5年分の記録ができるサイクルがたまたま少なかったことも考えられると思います。あと、検診の記録につきましては、検診機関から過去の分も含めて紙データで提供されることが多いと思うのですが、こうしたものをそのまま保管して、それを活用されている方や、あと健康に関するデータをアプリなどで管理する方も一定程度増えているのではないかと考えてございます。

○橋本委員

やはりこの数年でデジタル化が急激に進んでいるという原因もあるのかとは理解できます。

健康手帳といいますと、真っ先に思い出すのが母子健康手帳なのですけれども、こちらはほぼ全ての方が利用するだろうと思います。

今定例会で当会派の新井田議員が、母子保健DXに関して質問をしました。そのときの御答弁の中にもあったのですけれども、今後、母子保健だけではなくマイナ保険証が始まりましたので、健康管理のデジタル化はいや応なしに進んでいこうというのとは想定されているかと思いますが、マイナ保険証によって、薬剤の情報も管理できるようになりましたし、また、お薬手帳も利用している方がまだ多いですが、こちらも調剤薬局によっては既に電子化されているところもある。

あと、母子手帳みたいな機能があたり、女性の健康管理、生理などを管理するアプリも随分前から利用されて

いる方も多いかと思えます。デジタル化が進んでいってもっと便利になっていくのだろうと思うのですが、どうしてもそれまでの期間、また健康管理の必要が高まる現在の高齢者に関しては、やはりデジタルが苦手な世代、手書きにこだわる方なども実際にいるのかと思えます。そういった意味では、数年は健康手帳の存在はまだ価値があるのではないかと考えています。

健康増進にとって、健康手帳を活用することの効果とか、利用者の声などがあればお示してください。

○（保健所）健康増進課長

健康手帳を活用していただくことの効果につきましては、先ほど御答弁申し上げましたけれども、この手帳を有効に御利用いただくことで、健康意識を高める部分が効果になるのかと考えてございます。

利用者からの直接的な声は、特段お伺いはしていないのですが、前にもらったものを使い切ったので新しいものを下さいと御連絡いただく方は、一定程度いらっしゃるので、ある程度リピーターはいらっしゃいます。

○橋本委員

繰り返しになりますけれども、マイナ保険証と健康手帳は性格が異なるツールではありますが、相互補完的に機能させることができるのではないかと考えていまして、そういったことができると、支援、例えば健康指導などが効果的に介入できるのではないかと考えています。

健康手帳の役割は、御答弁いただいたように、個人の記録、相談のツールとして医師や保健師等の助言が受けやすい。また、自己管理の促進、意識を高める。記入することでダッシュボードみたいな、繰り返し自分の中にも入ってくるということになるのかと考えています。

マイナ保険証は、医療情報の共有として診療、薬剤情報が得られると、ここの二つを組み合わせると医療と生活の両面から健康が把握できて、医師が健診にマイナ保険証で診療履歴を確認したり、健康手帳で生活習慣を把握するといった両輪でよい方向に情報が得られるようになるのかとも思います。このように、補完関係を保てるように、健康手帳をいましばらくはぜひ頑張ってくださいただけたらと考えています。

厚生労働省のサイトでダウンロードしたものを印刷したのですが先ほど言っていたように、特定健診の記録は5回分記入ができるものになっています。5年分が記入できますので、先ほどの保健行政の中でも数字が5年分見られますが、この5年でこれまで800人弱の方に交付したのが数字から分かります。

この健康手帳は、健康増進を進めるために健診とか健康相談等と同等の位置づけになっているのだろうとは理解しているのですが、本来はもっと目標設定などをして、年間で200冊配るという設定も必要なのかなどとも少し思ったりはするのですが、今後デジタルに移行していく過渡期ではありますので、今後の活用に関して、例えば目標や課題などがあれば、お示しいただけますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

健康手帳の活用につきましては、目標等は特段定めていないところではございますが、委員もおっしゃっている今後DXでどうなっていくかは私たちも注視していかなければならないと思うのですが、現状の手帳につきましては、健康教育事業や健康相談事業でも御案内するとともに、交付を御希望される方にはできるだけ配布できるようにしていきたいと考えております。

○橋本委員

◎乳がん検診・子宮頸がん検診について

次に、乳がん検診と子宮頸がん検診についてお伺いします。

昨年、当会派の横尾議員が一般質問で、がん検診の受診率に関して保健所を有する自治体として低過ぎではないかといった旨の質問をいたしました。

今年度は、がん検診等にも非常に力を入れて取り組んでいるのは目に見えております。市役所の別館窓口に並ぶ椅子の背もたれに全てポスターが貼ってあって、私も非常にびっくりしました。こうやって他部署と共同しながら

頑張っているのだと思っています。

年度の途中ですので、まだ数字として具体的には出せないかもしれませんが、今年度はがん検診に関して肌感覚でどのように感じていますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

がん検診の取組ですが、今、委員からもポスターの話を御紹介いただきましたが、私たちも対象となる方への勧奨通知や市内のモデル地区の町内会の訪問勧奨など、いろいろな取組はさせていただいております。

年度途中ではあるので正確な数字等はなかなか申し上げられないのですが、昨年度の同時期と比較すると、若干ではございますが、受診していただく方は増えている状況でございます。

○橋本委員

個人宅に保健所の方が回られているとも聞いていましたが、細やかにいろいろやっていると聞いております。

12月9日付の北海道新聞の記事に、国立がん研究センターは、2024年の全国と都道府県別の「がん死亡率」を集計したという掲載がありました。これは、人口10万人当たり何人が、がんで命を落としたのかを示しているのですが、計算方法は省略させていただきますが、北海道のがん死亡率は76.0、2023年から0.4高くなっており、女性の死亡率が上昇に転じた影響が大きいという記事でありました。北海道としても、2024年度から2029年度で6年以内に道民のがん死亡率を全国平均以下にするとの目標を掲げているとも記事にはありまして、この全国平均というのが64.7ですから、かなりまだ乖離があります。

記事の中で、北海道の担当者が女性の乳がんや胃がんの死亡率が大きく上昇しているとして、生活習慣の改善とか健診の啓発、受診率の向上に力を入れるとおっしゃっていました。

2021年の統計になりますけれども、全国の乳がんの罹患数は9万8,782人でして、男女を合わせても部位別では圧倒的に一番多いのが乳がんでありまして、発症数は右肩上がりであり、20年前からも倍増しているというのです。今言ったように、年間の発症数は10万人もあって、さらに今後は増えていくという予想もされていると伺っております。

当然、本市としても乳がんに関する課題は共通にお持ちなのではないかと思っております。

40歳の方に検診の無料クーポンが配布されますが、配布が40歳である理由をお示してください。

○（保健所）健康増進課長

乳がん検診40歳の無料クーポンの部分でございますが、国の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業という中の取組でございます。その中で乳がん検診は40歳から受けられる制度ございまして、初年度、41歳になる年の対象者に無料クーポンを配布しているものです。

○橋本委員

まず、40歳が検診の入り口であって、ここをスタートに検診が始まることは分かります。

本市の昨年度の検診無料クーポンの対象者と、それを利用した方の人数が分かればお示してください。

○（保健所）健康増進課長

昨年度の乳がん検診の無料クーポン対象者は490名で、受診された方は85名でございます。

○橋本委員

490名いて85名、無料クーポンがなかなか利用されないというのは全国的にも課題です。年代別ではなく、全体で検診受診率が全国平均では50%を下回る状況であり、恐らく北海道はさらに下回っているのかと思います。この無料クーポンの利用率も全国平均では25%と言われているのです。

過去に乳がん検診に関して聞いたことがあるかもしれませんが、無料クーポンの利用率が低い原因はどのように捉えているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

理由は幾つか考えられるものがあるかと思うのですが、一般論といたしまして、乳がん検診、検査のときに痛みが伴うということ、あと、年代的にちょうど子育て世代などで子育てをしていてなかなか受けに行くのが難しい、あと、職場の健診で既に受けられていることで、クーポンを使わないことも一つの理由だと考えております。

○橋本委員

40歳からリスクが高まることで、それ以前に検診を受ける人は恐らく少ないのかと思っています。40歳で初めて無料クーポンが送られてきても、そこを重要と捉えるのかというのは難しいかとも思うのです。今お話しいただきましたけれども、育児や仕事が忙しい年代ということも想像できます。

この40歳検診スタートというのを促すためには、ほかのがん検診もそうですが、コール・リコールも大事ですし、30歳代のときから40歳になったら乳がん検診みたいなアナウンスが何らかの形でされることも必要なだろうと思っています。

以前、私は、ライフステージに応じた女性の健康支援について毎年3月に女性の健康週間が1週間あるのですが、ここをアピールの機会にすべきではないかという質問もしてまして、ホームページには、女性の健康についてというページがあって、女性の健康習慣についてはリンクが貼られる形で案内はされています。また、全国的には10月がピンクリボン運動月間という乳がんに対して啓発する月となっております。

本市で乳がんに関しての取組があればお示してください。

○（保健所）健康増進課長

本市における乳がんに関しての取組でございますが、まず、今年は、9月に済生会小樽病院で開催している共生フェスと一緒に参加させていただきました。そういうイベントや、保健所の「おたる 食と健康展」というイベント、あと10月も、今、委員おっしゃいましたが、ピンクリボンのイベントなどにおきまして乳がんの触診モデル、乳房の模型を展示いたしまして、皆さんに実際に触っていただいて、しこりというものを体験してもらうことや、3月の女性の健康週間におきましては、パネル展示を行うなど周知、啓発活動を行っているところでございます。

○橋本委員

乳がん検診は2年に1回ですから、毎日のセルフチェックも非常に大事なもので、そういった実際にしこりがあると、こういうものだというのが経験できるのはすごくいいと思うのと、保健所の前には大きなツールもありますので、今、子供たちが母親と一緒に遊びに来るといっても想定されますので、ぜひ何かアピールの場にしていただけたらと思っています。

乳がんは、昔は40歳代後半がピークと言われていたそうなのですが、今は60歳から70歳でも増加しているそうです。40歳後半で1度ピークを迎えて、下降して、また再び60歳代で弧を描くようにピークが2度来ると言われていて、それは長生きするようになって、閉経後の肥満の傾向なども一つの要因ではないかと言われております。

40歳から2年に1回の検診が理想とされるのですが、50歳代から60歳代まで2年に1回ずっと継続していくというのは、やはり受診にはいろいろ工夫が必要ではないかと思っています。例えば、これからデジタルだというのにはどうかと思うのですが、乳がん検診手帳のような女性のがん検診に特化したツールなどが民間のアプリなのかも含めて何か必要ではないかと思うのですが、見解をお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

今、御質問いただきました女性の健康などに特化したツールなどという部分でございますが、現時点では導入というものは考えていない状況でございます。

乳がんに限らないですが、検診の大事さや、がんの病気になったらということも含めて、いろいろな情報を皆さんにお知らせすることなどに注力してまいりたいと考えてございます。

○橋本委員

次に、子宮頸がん自己検診受診事業についてお聞きします。

この事業はどういったものなのか、御説明ください。

○（保健所）健康増進課長

子宮頸がん自己検診受診事業でございますが、自宅でできる自己検査キットを配布し、HPV感染の有無を自己検査するものでございます。婦人科受診時に抵抗のある方や検診を受ける機会のない方に受診のきっかけを与えるものという事業として実施してございます。

○橋本委員

25歳の実施であるを書いてあったのですけれども、理由について御説明ください。

○（保健所）健康増進課長

まず、この事業につきましては平成30年度に開始したものです。当時は25歳に加えて30歳、35歳も対象としておりました。そう始めたのですが、30歳とか35歳の方になると子供を妊娠されたときに、妊婦健診の際に子宮頸がんの検診を受けていただいている方が多いことから、平成31年度からは25歳のみとしたものでございます。

○橋本委員

毎年、対象者全員に郵送しているものなのでしょうか。また、事業費はどれぐらいで、財源は何になりますでしょうか。また、この自己検査キットの精度はどれぐらいありますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

こちらにつきましては、まず、毎年、対象者の方全員にこういう事業をやっていますというお知らせをしております。若い方なのでQRコードなどをつけてネットで申込みができるようにしてございます。その検査希望をされた方に自己検査キットを送付しているものでございます。

事業費につきましては、令和6年度で申し上げますと、この事業費は35万5,000円、財源については全て一般財源でございます。

自己検査キットの精度という部分でございますが、専門の医師が採取することに比べて、大幅に精度が下がるものではないと言われているものです。

○橋本委員

一般質問で今回プレコンセプションケアに触れまして、そこでも申し上げたのですが、今、晩婚化しています。やはり結婚する前、また第1子を妊娠する前に、子宮頸がんになる方が増えているとも統計が出ているのです。20歳代の検診の無料クーポンというのが、私は前から子宮頸がんの質問をしているときに、20歳代で無料クーポンが来ても、やはりなかなかハードルが高いものだと思うのです。なので、そこから考えると、まず、すごくいい入り口になるのではないか、検診のきっかけをつくるとてもよい事業だと思います。

もう1個聞きたいのですが、例えば、25歳だけではなくて23歳、26歳みたいに回数を増やすことはできないのか、その辺の見解をお聞きします。

○（保健所）健康増進課長

20歳から24歳の年齢の方は、HPV感染をしても一過性のケースが多いことなどから、進められていないと認識してございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

この際、委員として質問をいたしますので、暫時、副委員長と交代いたします。

○副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

立憲・市民連合に移します。

○高橋委員

◎市民と議員の懇談会での御意見に関して

それでは、私から先日行われました市民と議員の懇談会に関して質問させていただこうと思います。

11月15日に、小樽市議会「市民と議員の懇談会」として、主に子育て世帯の方々と意見交換、ワークショップを行いました。厚生の分野では多くの御意見、御提言を伺いまして、その中から3点質問をさせていただきます。

まず、子供の体験格差を埋めるための取組を行ってほしいと。特に義務教育の場以外の体験の多寡というのは、世帯収入にどうしても左右されてしまう傾向にある。

そうした体験・経験の格差の是正に向けた御要望がありましたけれども、本市の考え方を示していただけますでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

子供の体験格差を埋める取組についてですが、家庭の経済状況によって子供の体験や経験の機会に差が生まれて、そのことが子供の学びや将来の成長に影響を及ぼす可能性があるものと認識いたしております。

現在、本市では、経済的な理由によって塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない子供のための支援として、おたる子ども未来塾という子供の学習と生活を支援する事業を行っております。こうした取組も子供の体験格差を埋める取組の一つになるものと考えておりますが、今後も子供たちが多様な体験の機会を得られるよう、努めてまいりたいと考えております。

○高橋委員

子供たちの育ちを応援できるようにしっかりやっていただきたいと思います。

次に、遊びの場についてです。

御意見の中で未就学児しか入れない子供向けの公共施設があるというお話がありました。兄弟を連れていっても、みんなで遊ばせることができなくて分かれるしかないのは不便だというお話でした。

この辺りについてどうなっているのかをお聞かせいただければと思うのですが、現状と対応に関してもお聞きできますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

遊び場ということで、未就学児施設などの場合、兄弟を連れてみんなで遊ばせられないという御要望なのですが、まさに12月20日にウイングベイ小樽1番街4階にオープンする小樽市子育て支援センター「おやこの集いの場」では、原則入場は未就学児と保護者としつつも、未就学児の兄弟も一緒に入場することも可能としております。これによりまして、そうした御要望に応えることができると考えています。

○高橋委員

ぜひ柔軟な対応をしていただければと思います。

3点目ですけれども、これは主に中高生が対象の御意見かと思いますが、勉強ができるフリースペースなどはどこにあるのかという情報周知が足りていないというお声もありました。

この点について、本市としての現状の取組と情報周知に対するお考えをいただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

本年8月にウイングベイ小樽1番街4階に学生向けの自習室を開設しまして、新聞報道やSNSを通じて周知を図ったところであります。夏季休業期間中や平日の夕方も、中学生の方、高校生の方が利用しており、現在では学生同士の横のつながりで利用も多くなってきていると感じております。

周知につきましては、引き続き利用が図られるように周知方法を工夫していきたいと考えております。

○高橋委員

口コミみたいなもので、そうしたことが広がっていったりと実際に私もお話をお聞きしましたので、この後は、さらなる情報周知みたいなことが何かできれば、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

本日、ここで取り上げた3点以外のことでも所管の部署には情報を提供させていただきまして、改めて子育て世帯の方々に望まれるものとして、そうした御意見を御理解いただければと思います。

○副委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

委員長席を委員長と交代いたします。

○委員長

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎「（仮称）小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例」の制定について

最初に、（仮称）小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例の制定について質問いたします。

今回、制定を目指していることが報告されましたが、私はむしろ遅過ぎるとさえ思います。

なぜ、そもそも制定を目指すことになったのか、お答えください。

○（生活環境）環境課長

今回条例を制定するに至った経過につきましては、本市では令和2年3月に小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを策定し、太陽光発電の設置に関し対応してまいりましたが、対象施設が太陽光発電以外の相談も増えており、法令や条例に対する根拠もないため、ガイドラインでは十分な対応が難しい状況となってきていることから条例の制定を目指すことにしたものでございます。

○酒井委員

それでは、どういった施設を対象とすることを想定しているかであります。資料では、太陽光発電、風力発電、系統用蓄電池といったものが示されております。例えばバイオマス発電、小水力発電、水素発電、ペロブスカイト太陽光発電などといったものについては対象となるのでしょうか、現状で想定されている事業をお示しください。

○（生活環境）環境課長

対象となる発電事業につきましては、国の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法いわゆる再エネ特措法に規定されます太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギー源を想定しておりますが、系統用蓄電池なども含め、他都市の事例などを参考にしたいと考えております。

○酒井委員

次に、地域共生の考え方についてであります。資源エネルギー庁は、再生可能エネルギーを進めていく上で地域

の懸念にいかに対応し、共生を図っていくことができるのかを喫緊の課題の一つとしております。

本市では、地域共生についてどのようなお考えをお持ちになっているのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

ゼロカーボンシティ小樽市を表明する本市としましては、再生可能エネルギーを推進する立場である一方、再生可能エネルギー発電施設等と生活環境、自然環境、良好な景観の保全などとの両立を図る必要があるものと考えております。

○酒井委員

全国各地で再生可能エネルギー開発によるトラブルが報告されているわけでありまして、釧路市の例では、大規模太陽光発電の事業者、大阪府の企業で湿原の端に発電容量2,000キロワット、6,600枚のパネル設置を予定しているわけでありまして。国立公園の鳥獣保護区外でありますけれども、希少動物のオジロワシの生息地でありまして、地元で自然保護団体や研究者などが開発の中止を求めています。

環境省によりますと、事業者は再生可能エネルギー固定価格買取制度、FITを申請していないため、関係法令違反を問われないということなのでありますけれども、こういったトラブルを防げる条例となるのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

現段階では、再生可能エネルギーの発電事業者のトラブルへの具体的な対応につきましてはお示しできませんが、他都市のトラブル事例などを十分に研究しながら条例制定を進めていきたいと考えております。

○酒井委員

釧路市では、この問題を受けて太陽光発電施設の設置に関わる条例を制定し、設置禁止区域を指定いたしました。既に工事が進んでいる事業は対象外となります。

事業が進んだ後でも環境に関わる新たな事実が明らかになった場合は、遡って規制できる法的な枠組みが必要ではないでしょうか。

○（生活環境）環境課長

遡って規制する必要性につきましては、条例制定後に規制を遡って適用させることは難しいものと考えておりますが、現行のガイドラインにより対応してまいりたいと考えております。

○酒井委員

次に、ゾーニングについてであります。

静岡県浜松市の陸上風力発電では850メートル、せたな町では450メートルであります。こういったゾーニングの考えは導入されるのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

ゾーニングに関しましても現段階ではお示しすることができませんが、景観保全という視点も重要であるとも考えておりますので、他都市の事例などを十分研究してまいりたいと考えております。

○酒井委員

私も再生可能エネルギーの推進と規制を調和させることは、よい取組だと思います。

再エネ事業の地域トラブルでしばしば報告されているのが、発電した電気が直接的に自分たちの生活に使われることがなく、電気代が安くなるわけでもない。なぜ受け入れなければならないのかといった疑問であります。地域貢献型再エネ施設では、災害時に住民に電源開放する仕組みや市民出資を募ることなどといったことを評価する地域が受けているといった例もあります。

こうした地域貢献についてはどのようにお考えでしょうか。

○（生活環境）環境課長

令和5年9月に策定しました小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】では、目標達成のための施策として、

地域共生・地域貢献型の再エネ発電事業の推進を掲げておりますので、地域の環境、生活と共生し、地域の社会経済に貢献する再生可能エネルギーの開発につきましては促していく必要があるものと考えております。

○酒井委員

次に、ソーラーシェアリング施設についてであります。

営農と発電を同時に行う仕組みであります。地域の農家などが合意された施設で、例えば今回の条例が足かせとなることはないでしょうか。

○（生活環境）環境課長

ソーラーシェアリング施設につきましては、条例の具体的な内容については現段階では検討段階のため、お示しするのは難しい状況でございます。

○酒井委員

風力発電所では、環境影響評価法に基づくアセスメントの規模対象の緩和の影響からアセスメントを逃れるといった開発行為が増えると見込まれております。

本市の条例では、アセスメントにかかわらず地域姿勢や景観などの要件で対応できるということでしょうか。

○（生活環境）環境課長

条例における規制対象につきましては、まず国の動向を注視するとともに他都市の事例などを十分に研究しながら条例制定の際に考えていきたいと思っております。

○酒井委員

発電出力が20キロワット以下の小型風力発電でも騒音問題が報告されているわけでありまして。同様に、どのようにお考えでしょうか。

○（生活環境）環境課長

再エネ発電施設に関しましては、騒音問題についてもトラブル事例が国の資料などにも記載されておりますので、生活環境の保全という観点からも、再エネ発電施設等の調和を十分に図っていく必要があると考えております。

○酒井委員

バイオマス関連でも悪臭や騒音が報告されております。こういったトラブルについてはいかがでしょうか。

○（生活環境）環境課長

先ほどの答弁と同様のお答えになりますが、生活環境の保全という観点からも再エネ発電施設等と調和を十分に図っていく必要があるものと考えております。

○酒井委員

まだ何も決まっていない中での質問で答弁もかなり大変だったのだらうと思っております。

今後、条例化を進めるに当たって幾つか意見を述べたいと思っております

第1に、事前配慮を設定することです。環境や住民生活への影響を調べ、住民等と十分な情報交流と合意形成を図ることです。

第2に、適正管理の推進です。使用後、供用後、ずさんな管理や安易な転売等を許さない仕組みであります。地域環境や事業の特性を踏まえた適正管理の指針を設け、協定を結んで監視することも必要であります。

第3に、地域内投資への転換です。再生可能エネルギーによる地域開発の恩恵が地域に還元される仕組みです。固定価格、買取期間を終えた発電所、卒FITやFITを当てにしない発電所、非FITが存在し得る仕組みが必要です。

いずれにしても、再エネを推進した上で調和を図る仕組みづくりに期待したいと思います。

◎福祉灯油について

次に、福祉灯油について伺いたいと思っております。

この福祉灯油についても、常々要望を続けております。令和7年第1回定例会でも質問し、その中でも様々な答えがあったわけであります。

ところで、福祉灯油は、当時、暖房費緊急支援事業という名前で行われましたが、実施した年の生活必需品、小売価格調査の灯油価格、それから現在での灯油価格はどのようになっているのか、示していただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

11月時点の数字でお答えいたします。まず、令和3年11月時点ですが、灯油1リットル当たりの平均価格は107.2円でした。令和7年11月時点は128.03円と約20円の増となっております。

○酒井委員

当時、これまで想定をしていなかった100円に達することにやはり相当なインパクトがあって、緊急にこうした支援金を実施することを行った全道の自治体が確かに多かったと思います。この暖房費緊急支援事業について128.03円という形になっていることから、やはり私は必要となっているのだらうと思っています。

ところで、令和4年に福祉総合相談室から頂いた資料では、令和4年度も実施した場合の金額について生活保護世帯を含まずの場合、含んだ場合ということで、含まない場合では8,464万円プラス郵便や振込手数料などで500万円程度、含む場合には9,760万円、郵便振込手数料などで600万円程度と示されたわけであります。

現在、仮に実施するとなれば、世帯数などの増減はあるにしても、大体同じような数字になるとは思いますけれども、確認したいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

令和3年度に実施しました暖房費緊急支援事業と同様の仕組みでということを実施した場合、現在は輸送コスト等がかかっているため、事務費等は増額になるかとは考えますが、世帯数が同程度ということ言えば、やはり予算額も同規模のものになるのかとは思いますが。

○酒井委員

この暖房費緊急支援事業について以前に導入を求めた際に否定されたのは、同様の事業が行われているからというものであります。現在、国、もしくは市や北海道などが行っているもので、こうした暖房費緊急支援事業に類するようなものは行われているのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

現在、報道等で他市の状況等を情報収集しているところではありますが、具体的に実施していることは現時点では把握しておりません。

○酒井委員

私は実施していないと思うのです。だからこそ、こうした暖房費緊急支援事業について、やはり緊急に行く必要があるのではないかと思います。これが令和8年第1回臨時会になるのか、もしくは令和8年第1回定例会になるのかはともかくとして、まず、私は原部がどのように考えているのかが大事だと思うのです。

まず、福祉保険部として、名称はともかく、こうした高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、それから世帯主が特定疾患医療受給者証を交付されている世帯といったところに支援を行うことについては、必要だとお考えかどうか、まず、確認したいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

燃料高騰対策支援でございますが、その必要性につきまして、寒冷地である本市におきましては、灯油価格の高騰は家計を圧迫する要因になりますので、高齢者世帯、低所得世帯、あとは、ひとり親世帯、様々な困窮の可能性のある世帯については、生活の質に直結する課題であると認識しております。

○酒井委員

必要な課題だと考えているということでもありますから、市長部局に予算要求されるのだらうと期待しております。

こうした暖房費緊急支援事業については、他の自治体では一般財源で行っているところもあります。本市ではなかなか難しいかとは思いますが、ぜひ前向きに進めていただければと思います。

◎手宮保育所建て替えについて

次に、手宮保育所建て替えについてお伺いしたいと思います。

この手宮保育所建て替えについてでありますけれども、昨日の総務常任委員会の中でも報告されましたが、第1期建て替えから第2期建て替えと変わったわけでありまして。

手宮保育所の建て替えについてどういった経緯で変わったのか、示していただけますでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

手宮保育所の建て替え時期につきましては、本会議で市長からも御答弁させていただいたとおり、現在地での建て替えは難しく、また現時点で近隣に適地を確保できるめども立っていないため、第1期中の整備時期を明示できないことから、第2期とさせていただいたところでございます。

○酒井委員

その適地を見つけることができずというのは、もう破綻している中身だと私は前から主張しているわけでありまして。

現在の園庭に新たな保育所を建設し、その後、現在の保育所部分については壊して駐車場などを造っていくという形で行っていけば、もちろんその間、園庭などの確保が必要になりますけれども、十分可能ではないかと思うのです。それについては全く検討もされないで適地がないと決めたということなのではないでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

委員のおっしゃるとおり、現在の施設で保育をしながら園庭に新園舎を建てるとした場合でも、その間の保育施設としての基準を満たす必要がございますので、その間の園庭の確保が必要になっていきます。今言いました近隣でその間の園庭の代わりになり得る適地も見つかっていないため、現状では難しいものと考えております。

○酒井委員

それもおかしいと思うのです。近隣には公園なども結構ありますし、手宮などで言えば、公園などはむしろほかの地域よりも多いほうではないかと思うのです。それでもやはり確保ができないということなのではないでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

我々も現地に行っているいろいろ調査はしているのですが、現時点でそういった場所の選定には至っていないといった現状でございます。

○酒井委員

例えば、こうした保育所を設置するに当たって、どうすれば保育所を造ることができるかも含めて、北海道などに相談したり、現状での基準をどうやって満たしながら建て替えできるかを他自治体でも工夫して行っているわけでありまして、現在、そういった工夫などは行われているのでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

手宮保育所については、老朽化が進んでいることもありまして、我々も本当に早期の建て替えが望ましいという考えは変わってございません。

現状としましては、建て替えるに当たっての定員、規模や建設の場所、それからどういった機能、どういったやり方があるのかといったことも含めて様々に検討しているところではございます。

○酒井委員

どういった規模がいいかも含めて検討しているという話なのですが、私は第1期から第2期に先送りされたということは、とても残念でならないのです。総務常任委員会で松井委員もお話しされていましたが、このまま建て替えをしないことも考えているのではないかと疑ってしまうことであります。私も全く同様であります。

決して、そういうことはないのだと、もし適地なりなんなりが見つかる、もしくは代わりの園庭になるものできることになれば、第1期の早い段階でも建て替える可能性はあるのかどうか、伺いたいと思います。

○（こども未来）阿達主幹

まず、今回、小樽市公共施設長寿命化計画の見直し時期ということでして、我々としては現状に応じて、計画を見直す必要があるところに立っておりまして、何年に何をするという第1期のロードマップがあるのですが、先ほど申し上げたとおり、現状はまだ場所の選定に至っていないものですから、第1期中の何年に何をすることが明示できない状況ですので、第2期に置かせていただいているのです。今後、不断にそういった土地の選定等の作業は続けていくのですが、適地が確保できる見通しが立った段階では改めて検討することで考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○酒井委員

適地という概念なのですが、園庭は例えば離れた場所でも構わないです。だから、そういった面で代替となる園庭でも構わないということになれば、私は適地足り得ると思うのだけれども、あくまでも保育所本体及び隣接する園庭、もしくは駐車場なども含めたものがなければ適地とならないということでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

以前も酒井委員とやり取りさせていただいていたこともありますが、園庭は必ずしも隣接しなくても代替となると指定すればできるケースもあります。あと、以前にありました屋上に園庭を設けるといったことも議論させていただいておりましたが、我々は今なかなか適地の選定が進んでいないものですから、そういった可能性も広げて検討しているところではございます。

○酒井委員

前に言ったときに、幼稚園では屋上運動場とすることは不可だけれども、保育所の場合は用地が不足する場合に限り屋上利用は可能だということなのです。まさに用地が不足しているのです。ですから、こういったことも含めて、やはり通常の方法ではなかなか難しい。

一方で、老朽化がどんどん進んでいって危険度なども増していく形になっていくということであれば、私はもうはっきり進め方として、こうした屋上を利用することも含めて考え方、いつまでも適地探しをするのではなくて、そもそもの考え方を含めて考えていくことも選択肢の一つにさせていただければと思うのです。その考えについてはいかがでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

先ほど申し上げたところと若干重複はするのですが、そういったことも含めて現在、我々は作業しておりまして、今回、小樽市公共施設長寿命化計画の見直しとなりましたが、我々こども未来部からお示しさせていただきました一番直近のものとしたしましては、令和7年2月に小樽市保育所等の在り方に関する方針をお示しさせていただいております。

その中でも手宮保育所は建て替えという方針となっております。移転、建て替えのための適地を確保できるめどが立った時点で、具体的なスケジュール等を検討することとさせていただいておりますので、これに基づいて取り組んでいるところでございます。

○酒井委員

次に、一応第2期とは定められているけれども、このままずるずると、第2期でもやはり見つからなかったのでは、できませんでしたというのは絶対ないと、少なくともロードマップを目指してやっていくのだと、単なる先送りやらないことはないということを確認したいと思うのです。その点について確認したと思います。

○（こども未来）阿達主幹

先ほどもお話しさせていただきましたとおり、今回、小樽市公共施設長寿命化計画の見直しに当たりましては、

第2期ということで置かせていただいております。単なる課題の先送りという意味ではなくて、先ほど来申し上げておりますとおり、我々としてはそういった適地の選定も含めて作業しております、手宮保育所は昭和50年建築ということで、施設の耐用年数についても迫ってきていることもありますので、そういった意識でもってやっていきたいと考えております。

◎子供の居場所について

次に、子供の居場所について伺いたいと思います。

日本共産党の小貫議員の銭函地域、朝里地域の子供の居場所について考えていくべきだという代表質問に対しまして、銭函市民センター建て替えに合わせて考えていきたいという趣旨の御答弁だったかと思っております。

そもそもこうした銭函市民センター建て替えという形になった理由といいますか、経緯というか、そういったものを示していただけますでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

銭函市民センターの建て替えにつきましては、冒頭でも報告させていただいておりますが、当施設が50年を経過しまして、現在の令和8年度の改修という位置づけを銭函地域の現状を踏まえて、貸館機能だけではなくて、地域の活動拠点となる施設にしていくべきとの考え、また、現在の施設の残耐用年数を踏まえると、建て替えにしたほうが効率的であるという考えの下で、改修ではなく建て替えにしたことになってございます。

○酒井委員

建て替えになったということで、そういう事態はすごく嬉しいとは思っています。

ただ、銭函市民センターについて、当時から改修にするのか、それとも建て替えにするのかについて相当な議論を行ってきたのです。私も、銭函市民センターについて、とにかく2階まで行くのに大変苦労しているということから、バリアフリー、エレベーターができるのであれば、本当は建て替えが望ましいけれども、我慢するというお話がかなり多くの住民の方から聞かれたのです。

費用の面では、たしか4,000万円ぐらいだったかと思うのですけれども、そういったことを抜きにしても、やはり建て替えが選択肢としてよかったから建て替えになったのか、その辺についてどうもすっきりしないのです。あのとき、自民党なども含めたほとんど会派がやはり建て替えしてほしいという話だったと思うのです。

しかし、やはり難しいという話があって、ぐっとこらえたというのがあったと思うのですけれども、その辺については、改めていかがでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

令和3年に小樽市公共施設長寿命化計画ができたときの改修の位置づけの部分の細かい理由のことは存じ上げてはいませんが、今回の建て替えにつきましては、先ほどと繰り返しになりますが、銭函地域の特性と現在の残耐用年数を踏まえた結果、改修より建て替えがふさわしいという判断の下で変更したものでございます。

○酒井委員

ところで、銭函市民センター云々は置いておいて、子供の居場所はどんなものを考えているのか伺います。子供の居場所といっても、例えば児童館や児童センターなどのものを指しているのか、それとも文字どおり単なる子供の居場所として考えられているのか、いろいろな考え方があると思うのです。お答えできる範囲で答えていけば結構なのですが、現時点で、銭函市民センターでの子供の居場所はどんなイメージを持たれているのでしょうか。

○（こども未来）角澤主幹

現在、銭函地域で議論を始めているところではございますが、その中で、我々の考えといたしましては、子供の居場所として児童館とするのがいいのか、それとも児童館とはしないで子供が学んだり遊んだりできる機能を備えるのがいいのかといったところを考えているところでございます。

○酒井委員

機能を考えているということで、しっかり考えてほしいと思います。

私が思うのは、今回のおやこの集いの場もそうでありますけれども、小樽市内の未就学児に関しての居場所については非常に充実しているという印象を受けるのです。その一方で、小学生、中学生、高校生の居場所という点では、かなり貧弱ではないかと。

そもそも児童館は子供の施設でありますから、札幌市のミニ児童館などの例外を除けば、未就学児だろうが、小学生、中学生、高校生、誰でも使えることが当たり前のであります。私の印象では、小樽市の児童館は、未就学児、もしくは小学生でも、よくて低学年ぐらいまでしか利用がされていないような、高校生が行くには恥ずかしい感じがする施設になっていると思うのです。

こういった私の勝手な思い込みなのですが、本市としてはどのようにお考えですか。

○（こども未来）阿達主幹

児童館の利用対象者として18歳までの児童と保護者としておりますので、今言われました小学生、中学生、高校生といった方々は当然、利用対象者になります。現在、本市は3児童館ございますが、利用状況を見ますと、やはり委員のおっしゃいますとおり、中高生の利用が少なくなっておりますので、そういった児童館を利用させていただくための周知は課題があると考えております。

○酒井委員

以前に厚生常任委員会で視察に行った自治体で、複合施設となっております児童館が非常に有意義に使われていたという印象がすごく残ったのです。例えば、はいはいする赤ちゃんなどがいる母親たちが一緒に来ているのを見かけたり、放課後、勉強のためでしょうか、図書スペースのようなところで学習している生徒を見かけたり、さらには、サークル活動のように体育館で活動をやっている、別のところでは町内会が使っている部屋もあったのです。実際に、その施設では年に1回、児童館祭りではないけれども、何とか祭りという形でやられているのを見て、これが理想的なのだと思ったのです。

やはり子供たちだけに限らず、高齢者も、それから現役世代もみんなが使える施設というのが私は望ましいものではないかと思うのです。今回の銭函市民センターについても、そういった意味で幅広い年齢に使われる場所になっていくと想像したいのですけれども、感想はいかがでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

銭函市民センターの建て替えに向けては、今後いろいろと議論していくことになるかと思いますが、もちろんそういった幅広い皆様の声を聞きながら、庁内議論を重ねて、利便性の高い施設を目指して協議を進めていきたいと考えております。

○酒井委員

いずれにしても地域の声をしっかりと聞くことが重要ではないかと思えます。銭函市民センターについては、体育館の問題などで使えない時期があったりと、やはり住民の方たちは本当に苦労されてきたのです。

今回こうした建て替えが決まったことを機に、改めて地域の皆さんからしっかりとお話を聞き、その上で、地域が必要とする市民センターを造っていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

繰り返しの答弁になりますが、皆様の声を聞きながら協議を進めてまいりたいと考えております。

○酒井委員

ところで、新光・朝里地区はどうなるのだと。私も居住している新光・朝里地区については子供の居場所というものが全くないのです。

代表質問の際に、まずは銭函地区を先行させていただいてというお話だったのです。では、朝里地区はどうなる

のでしょうか。朝里地区の子供の居場所については全く議論されていない状況なのか、それとも今回の計画には載っていなかったけれども、実は庁内で議論は続けている状況なのか。もし議論されていない感じだったら、私はとんでもない話だと思うのですが、その辺について原部はどのようにやっていたのか、お聞きしたいと思います。

○（こども未来）阿達主幹

委員のおっしゃるとおり、地域によって子供の居場所となり得る施設があるところとないところがあるとは認識しております。

朝里も含めまして、どこの場所にどういった機能があればいいのかといったことは我々も検討課題だと認識しております。

○酒井委員

いずれにしても、やはり子供の居場所は喫緊の課題だと思います。従前から申している札幌市のようなミニ児童館という形でのやり方、空き教室などを使ったやり方も緊急的には必要なのかもしれない、そういったものも含めて柔軟に考えていただければと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時45分

再開 午後5時05分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第8号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する条例案、議案第9号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第11号小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案は否決を求め、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について、採択を求めて討論します。

議案第8号及び議案第9号です。基準府令の一部改正に伴う改正です。政府は、子ども・子育て支援新制度を導入し、市町村の保育の公的責任を後退させ、規制緩和と企業参入を拡大してきました。これまで進めてきた規制緩和と中心の安上がり保育から保育拡充路線に転換することが必要です。

議案第11号です。6か月から2歳を対象とするこども誰でも通園制度が令和8年度から実施されます。現場からは、子供の安全が保障されるよう保育体制の確保も含め、懸念や課題が挙げられています。現場の声を聞き、何より子供の命と安全が守られる体制が図れるよう、制度の在り方を見直すことが必要です。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設は、どうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことが重要です。加齢性の中度難聴者の補聴器購入には国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、委員長は継続審査と裁決いたします。

次に、議案第8号、議案第9号及び議案第11号並びに陳情第3号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。